

第2期瑞浪市国土強靱化地域計画

(案)

令和6年〇月

瑞浪市

目次

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間及び見直し	2
第1章 強靱化の基本的考え方	3
1 強靱化の基本目標	3
2 強靱化を推進する上での基本的な方針	3
第2章 瑞浪市の地域特性	4
1 地形	4
2 人口動向	5
3 産業特性	6
4 住環境整備	7
5 公共施設の老朽化	8
第3章 計画策定に際して想定するリスク	9
1 風水害	9
2 地震	12
3 ため池の決壊	16
4 瑞浪市における過去の主な災害	17
第4章 脆弱性評価	19
1 脆弱性評価の考え方	19
2 「起きてはならない最悪の事態」の設定	19
3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価	21
第5章 強靱化の推進方針	22
1 推進方針の整理	22
2 「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針	22
第6章 計画の推進	40
1 施策の重点化	40
2 計画の進捗管理と見直し	40
【別紙1・2】脆弱性評価結果及び推進方針について	41
【別冊】第2期瑞浪市国土強靱化地域計画アクションプラン	

はじめに

1 計画策定の趣旨

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、令和 5 年 12 月に 10 年の節目を迎えました。

この間、平成 30 年 12 月に変更を行った「国土強靱化基本計画」を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」等に基づき、基本法前文に記載された「大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させる」ために、国は一丸となって取組を推進してきました。

さらに、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、国土強靱化実施中期計画に関する規定及び国土強靱化推進会議に関する規定を設ける等の必要があることから、令和 5 年 6 月に基本法の改正が行われ、令和 5 年 7 月に「国土強靱化基本計画」が変更されました。

また、岐阜県においても平成 27 年 3 月に「岐阜県強靱化計画」が策定され、令和 2 年 3 月に改訂が行われました。今後、国全体の国土強靱化政策や岐阜県の強靱化に関する施策との調和を図りながら、国や県内市町村、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、本市においても、大規模自然災害が起きても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるために、本市の強靱化に関する指針となる「瑞浪市国土強靱化地域計画」が、令和 2 年 10 月に策定されました。

第 2 期計画（以下「本計画」という。）」は、上記の動向を考慮してこれを改訂し、令和 6 年から期間を 5 年間としたうえで、更なる取組を推進するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画にあたるものであり、「国土強靱化基本計画」や「岐阜県強靱化計画」との調和・連携を図ります。

また、地域の強靱化に関して、本市が有する様々な分野の計画等の指針となり、第 7 次瑞浪市総合計画とともに、他の計画の上位計画に位置づけられる「アンブレラ計画」としての性格を有しています。

このため、本市の関連する分野別計画で、地域の強靱化に係る部分については、本計画が指針等となり、今後それらの計画の見直しを行う際には、地域の強靱化に係る必要な施策を位置づけかつ具体化し、地域の強靱化を確実に推進していくものとします。

なお、本計画の実施計画として別途「アクションプラン」を作成します。

3 計画期間及び見直し

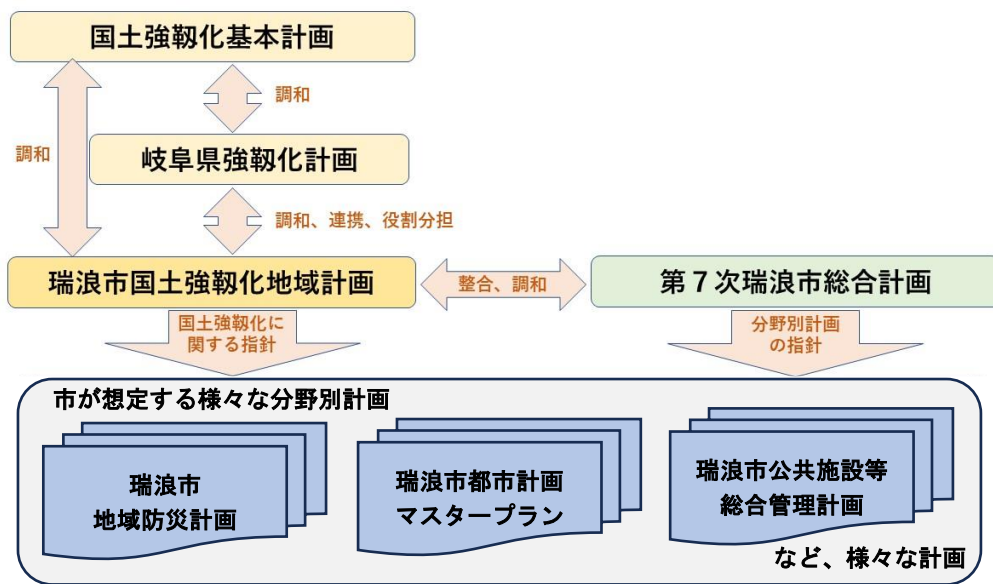
本計画が対象とする期間は、今後の強靱化の推進の進捗管理を踏まえて5年間とし、瑞浪市総合計画との整合・調和を図るため、第7次瑞浪市総合計画の策定・中間見直しのタイミングに合わせ、令和6年度から令和10年度までとします。

ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じて、計画の見直しを行うものとします。

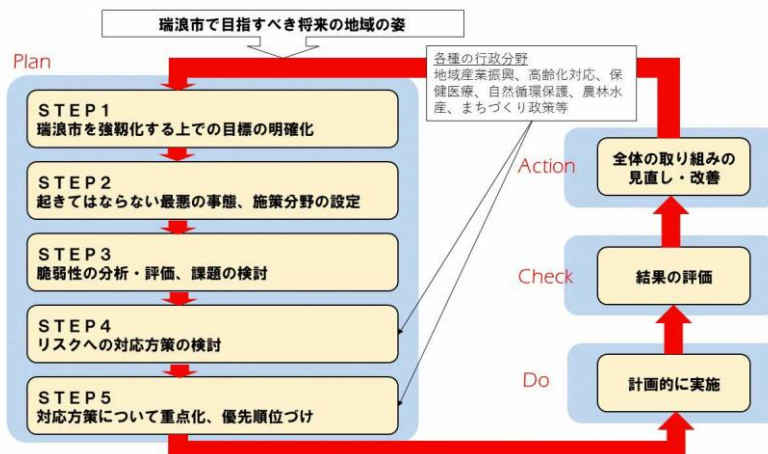
なお、アクションプランについては、毎年度、進捗管理（PDCA）を行い、見直しを図るものとします。

地域防災計画など国土強靱化に係る市の他の計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合を図ります。

■本計画と国土強靱化基本計画、岐阜県強靱化計画の関係及び本市の様々な計画における本計画の位置づけ



■瑞浪市国土強靱化地域計画の推進方法



第1章 強靱化の基本的考え方

1 強靱化の基本目標

基本法では、第14条で、国土強靱化地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されています。

本計画の策定にあたっては、国土強靱化基本計画及び岐阜県強靱化計画の基本目標を踏襲し、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進するものとします。

■強靱化の基本目標

- (1) 市民の生命の保護が最大限図られること
- (2) 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

本市の強靱化の基本目標の達成に向け、国土強靱化基本計画、岐阜県強靱化計画に掲げる基本的な方針を踏まえつつ、特に以下の事項に留意するものとし、本市での強靱化を推進する上での基本的な方針とします。ただし、令和5年7月に策定された国土強靱化基本計画において追加された、デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化及び地域における防災力の一層の強化（地域力の発揮）については、施策分野の横断的分野に盛り込むことで推進を図ります。

■強靱化を推進する上での基本的な方針

- (1) 地域特性を踏まえた取組促進
- (2) 効率的・効果的な取組促進
- (3) 防災教育・人材育成と官民連携の取組推進

第2章 瑞浪市の地域特性

1 地形

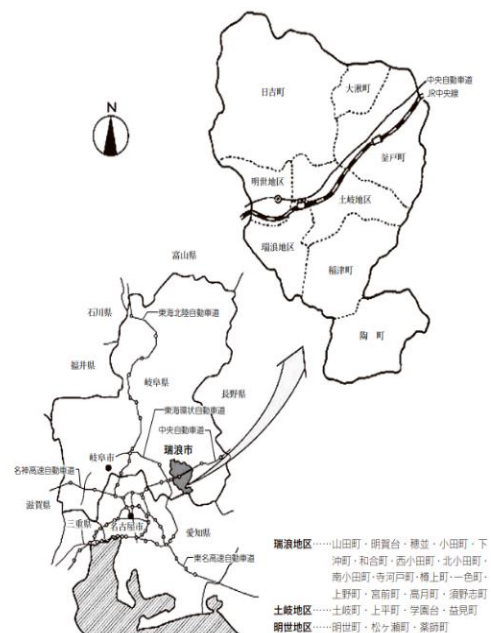
本市は、岐阜県の南東部に位置し、県庁所在地の岐阜市、中部経済圏の中心である名古屋市へは、いずれも直線で約40kmの距離にあります。市域は、東西14.3km、南北20.7kmに広がり、総面積は174.86km²となっています。市内の地形を見ると、市域の70%を山林が占める等、緑豊かな自然環境を有しています。中央部の平坦な地に市街地が形成されている一方、市の北部と南部に山地があります。また、南部では、北東から南東方向に走る屏風山断層によって急な崖が見られます。陶地区は、山地内の小盆地で、南側に恵那山断層が走っています。最高地は土岐町大草の屏風山(794m)、最低地は和合町の土岐川(140m)となっています。このような地形であるため、大雨や地震により土石流、急傾斜地の崩壊や地すべりなどの土砂災害の発生が懸念されます。また断層に起因する地震の発生も予測されています。

地質は、固い基盤岩の上によく固結した瑞浪層群の堆積岩が広く分布した地層であり、比較的安定した地盤の上にある地域といえます。

河川は、市の北部には木曾川が、中心部には土岐川が流れ、その他にも佐々良木川、小里川、日吉川、万尺川、白倉川、狭間川、萩原川、中沢川、可児川、猿爪川等複数の河川が流れています。

また万尺川、萩原川は砂防河川に指定されており、砂防事業の適切な実施が求められるほか、市内には4つのダムが立地しています。土岐川や日吉川等は、県事業により順次整備が進んでいますが、市が管理する小河川では、いわゆるゲリラ豪雨による災害も危惧されます。

■瑞浪市の位置



(資料：瑞浪市統計書令和5年版)

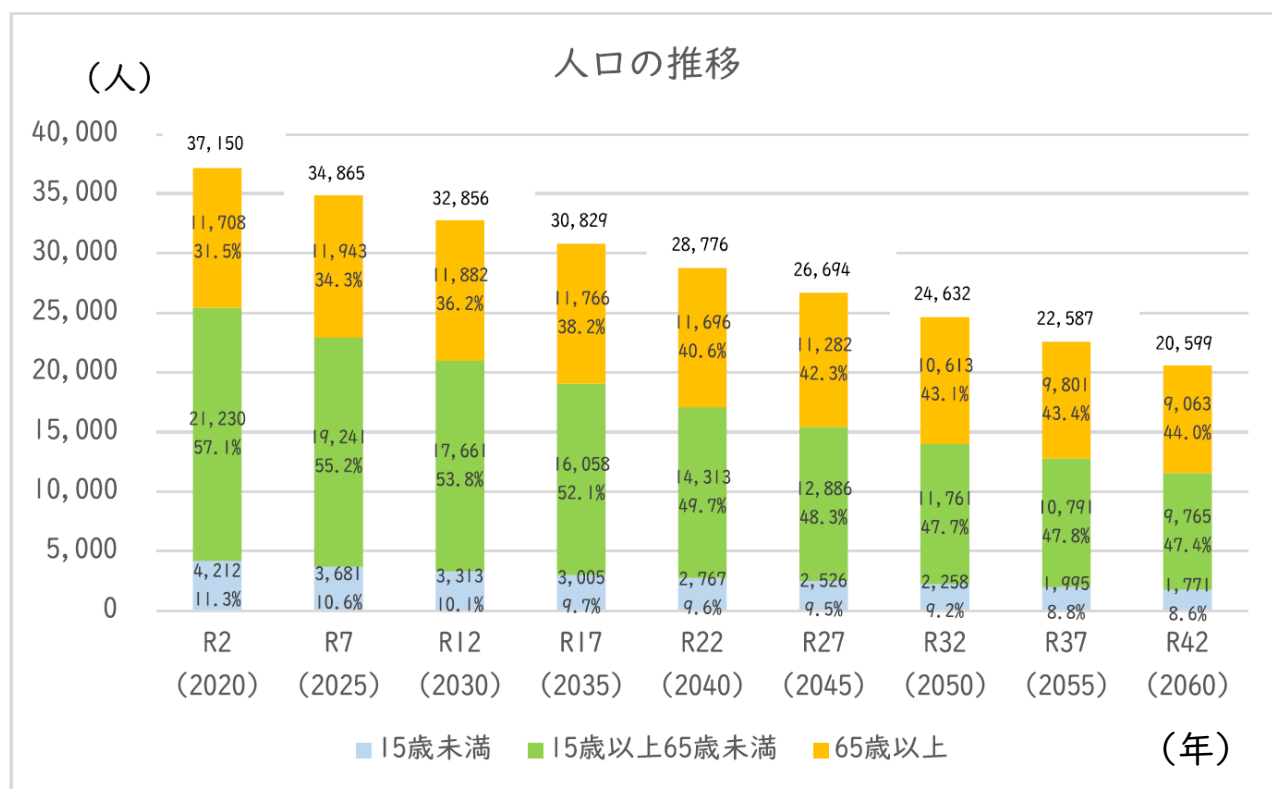
2 人口動向

本市の人口は、令和6年1月現在、35,725人となっています。過去からの人口推移を見ると、平成14年をピークとしてその後減少傾向となっています。第7次瑞浪市総合計画基本計画によると、この傾向は今後も続き、令和22年には3万人を下回ると予測されています。

また、年少人口（0歳～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）、老年人口（65歳以上）の年齢3区分別人口では、以前から減少傾向にある年少人口、生産年齢人口については減少傾向が継続し、老年人口についても令和7年まで増加の見込みであり、それ以降は人口割合は高くなるものの、減少傾向に転じると予測されています。

高齢者人口割合が高くなり、また人口全体も減少することで、災害発生時の共助による減災効果や災害からの早期復旧・復興が難しくなる懸念があることから、ソフト的な対策も含めた総合的な防災対策に取り組むことが必要です。

■瑞浪市の人口の推移



年齢3区分人口の推移

(資料：第7次瑞浪市総合計画基本計画)

3 産業特性

本市の農地は、市の中央部に西流する土岐川とその支流ごとに展開しています。稲作等が盛んではあるものの、近年耕作放棄地が増加し、その新たな活用や保全が行われています。また、農産物等直売所「きなあつ瑞浪」の開設等農業全体の持続性を向上させる取組も活発化しています。

本市の森林面積は 11,933ha であり、そのうち約 37%が木材生産等を目的とする人工林です。近年林業従事者の大幅な減少や、放置される山林が増加しており、里山等の荒廃が危惧されています。森林は水源涵養や環境資源など多面的な機能を有しており、健全な森林環境を保全していく必要があります。

畜産業は、市内主要産業の一つです。養鶏は、企業経営を中心に、約 190 万羽が飼養されています。また、酪農、肉用牛は、併せて約 700 頭が飼養されていますが、飼養頭数は減少傾向にあります。養豚は、約 5,500 頭が飼養されており、「瑞浪ポーノパーク」は、消費者から高い評価を得ています。

商業については、その重心は瑞浪駅前を中心市街地からその周辺部に移動してきています。これに伴い、中心市街地の人口も減少しています。また、高齢化が進む中、自動車を保有していない市民等買い物弱者の増加対策についても、商業施策の大きな課題の一つです。

工業については、本市の地場産業は陶磁器産業であり、市内で生産される様々な製品の開発から販路開拓まで幅広い支援を行っています。一方、新産業や創業、第二創業の支援事業の実施や積極的な企業誘致により、多様な業種の産業が本市に進出しています。

観光については、伝統芸能や文化財、歴史的街並みや豊かな自然を活かした取組が近年活発に行われています。また、広域観光の取組も行っています。

このような状況の中、災害発生時には、被害が拡大することで、地域内・地域間経済活動の低下が懸念されます。日頃から市街地や農地を維持管理し、活性化に取り組むことで、災害発生時の被害軽減が期待できます。

■瑞浪市の産業別 15 歳以上就労者数

産業別 15 歳以上就労者数

	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	各年 10 月 1 日現在
平成 17 年	537 人 2.6%	6,496 人 31.9%	13,224 人 65.0%	(分類不能 85 人) 計 20,342 人
平成 22 年	424 人 2.2%	5,946 人 31.1%	12,313 人 64.3%	(分類不能 456 人) 計 19,139 人
平成 27 年	461 人 2.5%	5,894 人 31.7%	12,267 人 65.9%	(分類不能 353 人) 計 18,975 人
令和 4 年	400 人 2.3%	5,813 人 32.8%	11,534 人 64.9%	(分類不能 459 人) 計 18,206 人

第 1 次産業：農業、林業、漁業
第 2 次産業：鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業
第 3 次産業：卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、運輸業、情報通信業、電気・ガス・熱供給・水道業、サービス業 等

資料：国勢調査

(資料：瑞浪市統計書令和 4 年度版)

4 住環境整備

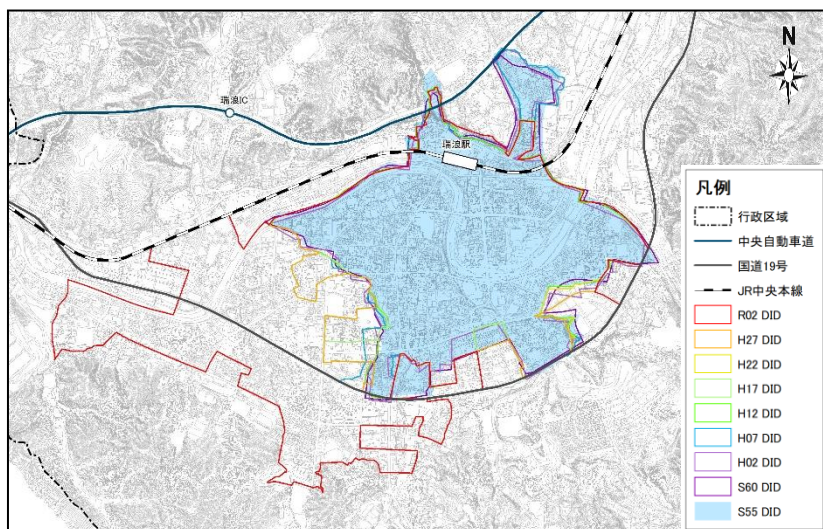
本市は7ヵ町村が合併して市域を形成したことから、それぞれの旧町村の中心地が現在まで地域核として機能しています。このまま住み続けたいという意見が多い一方、周辺地区は人口減少が顕著であるため、ハード・ソフト両面からそれぞれの地域に即した災害対策を行っていく必要があります。

中心市街地及びその周辺地域では、土地区画整理事業等の整備に伴い、新たな住宅地供給が進んでいる地区であり、中核施設が集中しているとともに、生活基盤の整った地区です。しかし、商業機能の郊外化や、空き家の増加・住宅の老朽化が進んでおり、ハード・ソフト両面から安心して居住できる住宅地の整備を進める必要があります。

■瑞浪市の地域区分



■瑞浪市の人口集中地区（D I D）の変遷



(資料：国土数値情報、国勢調査（地図で見る統計）)

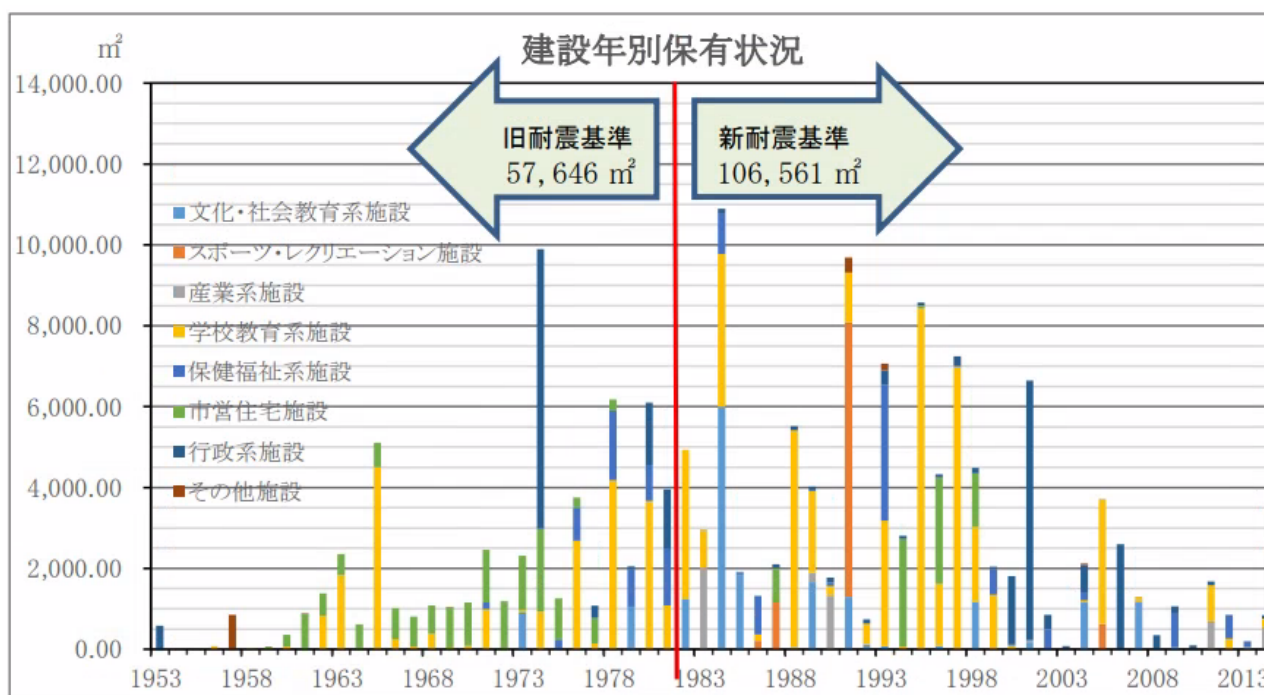
5 公共施設の老朽化

本市の公共建築物は 163 施設にのぼり、その 43%が建築後 30 年以上を経過しており、今後は老朽化がますます進行していきます。道路等のインフラ系施設を含めるとさらに膨大であり、今後は、施設の更新・建替えや改修の費用の増大が懸念されます。

これらは市民の生活に欠かせない施設であり、安全・安心な生活を送るために適切に管理が行われていく必要があります。

また、学校施設などの地域住民にとって身近な施設は、災害時には避難所として利用されるなど、地域の防災拠点としても重要な役割を担っており、防災拠点としての機能の強化を図っていく必要があります。

■瑞浪市の公共施設の建設年別保有状況



※平成26年度固定資産台帳によるデータ

(資料：瑞浪市公共施設等総合管理計画)

第3章 計画策定に際して想定するリスク

本計画においては、本市に限らず岐阜県において最も発生頻度の高い災害類型である風水害や、ひとたび発生すれば甚大な被害が生じる地震を対象とします。

1 風水害

(1) 河川の氾濫により想定される被害

洪水により重大な被害を生じるおそれがある河川については、水防法に基づき、洪水予報河川、水位周知河川に指定されています。本市では、市の中心部を流れる土岐川が水位周知河川に指定されており、破堤・越水はん濫の危険性があり、警戒が必要となっています。なかでも、佐々良木川合流点から小里川合流点までの区間(6.7km)は、小里川合流点下流に比べて整備が進んでおらず、おおむね10年に一度程度発生する規模の洪水を安全に流下させることができない箇所があります。また、小里川合流点から土岐市肥田町三共橋までの区間(6.45km)は、小里川ダムの完成等によって治水安全度は向上していますが、おおむね30年に一度程度発生する規模の洪水を安全に流下させることができない箇所があります。

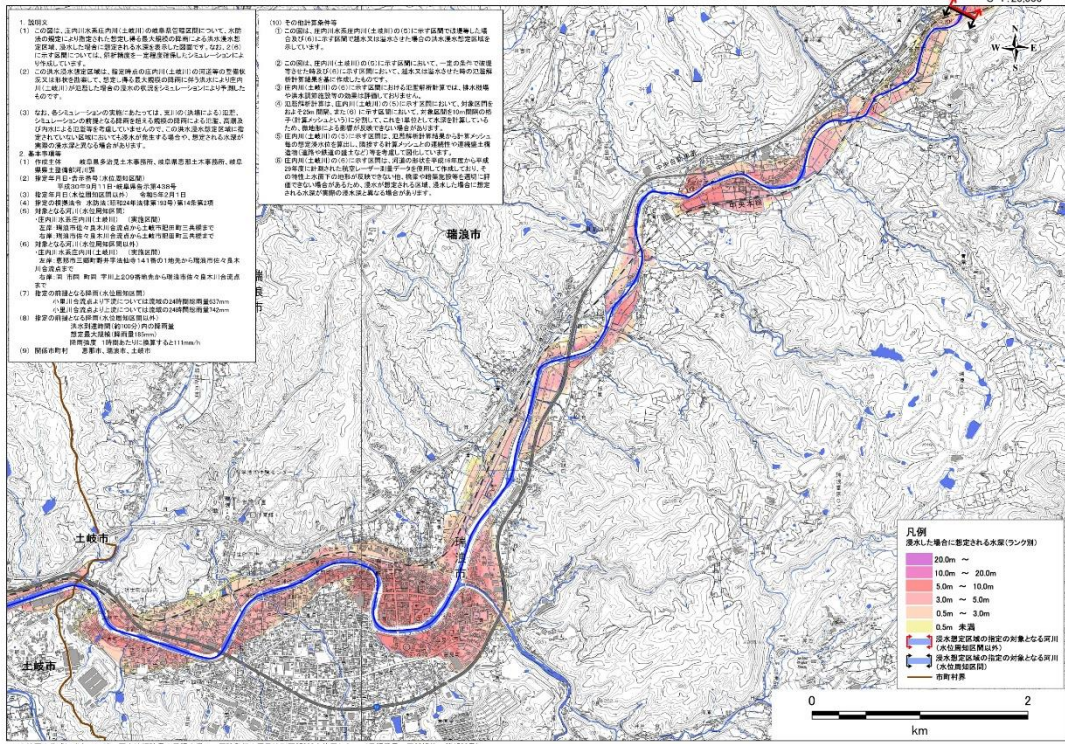
岐阜県は、木曾川、可児川、日吉川、白倉川、狭間川、万尺川、萩原川、中沢川、佐々良木川、土岐川、小里川についてそれぞれ洪水浸水想定区域図を作成し、想定された大雨による河川の氾濫により浸水が想定される地域を公開しています。

また、庄内川河川事務所(国土交通省中部地方整備局)では、小里川ダムの洪水調整機能を上回る洪水時に住民が円滑な避難行動に繋げられるように、想定最大規模の降雨によりダムから下流の小里川が氾濫した場合のリスク情報として小里川(ダム下流)浸水想定図を公開しています。

本市でも洪水浸水想定区域に該当する地区があり、建物の浸水、逃げ遅れによる人的被害、浸水の長期化による社会経済活動への影響等が考えられます。また、想定を超える大雨となった場合、低地の洪水被害だけでなく、流木等による橋脚の損傷や、橋梁そのものの流出により、河川を跨いでいる交通網が寸断されることも懸念されます。

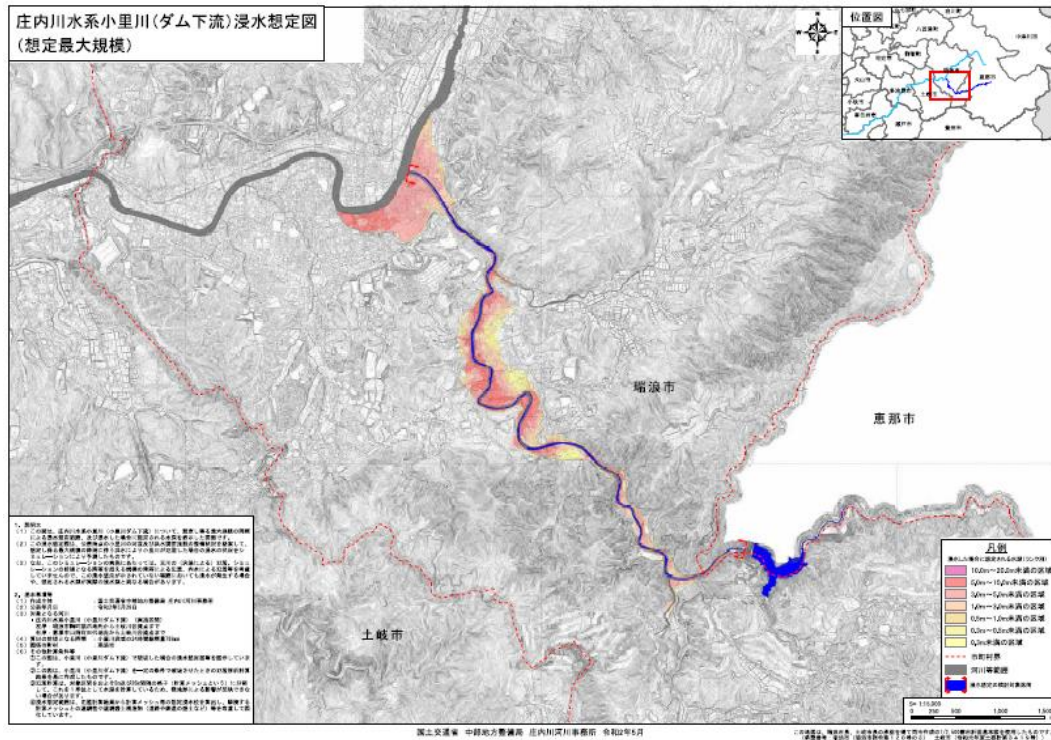
■岐阜県が作成した洪水浸水想定区域図・水害危険情報図（抜粋） （土岐川：想定し得る最大規模の降雨を想定した場合（L2規模））

庄内川水系庄内川（土岐川） 洪水浸水想定区域図（想定最大規模） 2 / 3



（資料：岐阜県ホームページ「洪水浸水想定区域図・水害危険情報図一覧」）

■庄内川河川事務所が作成した小里川（ダム下流）浸水想定図



（資料：小里川ダム管理支所ホームページ「小里川（ダム下流）浸水想定図」）

(2) 土砂災害により想定される被害

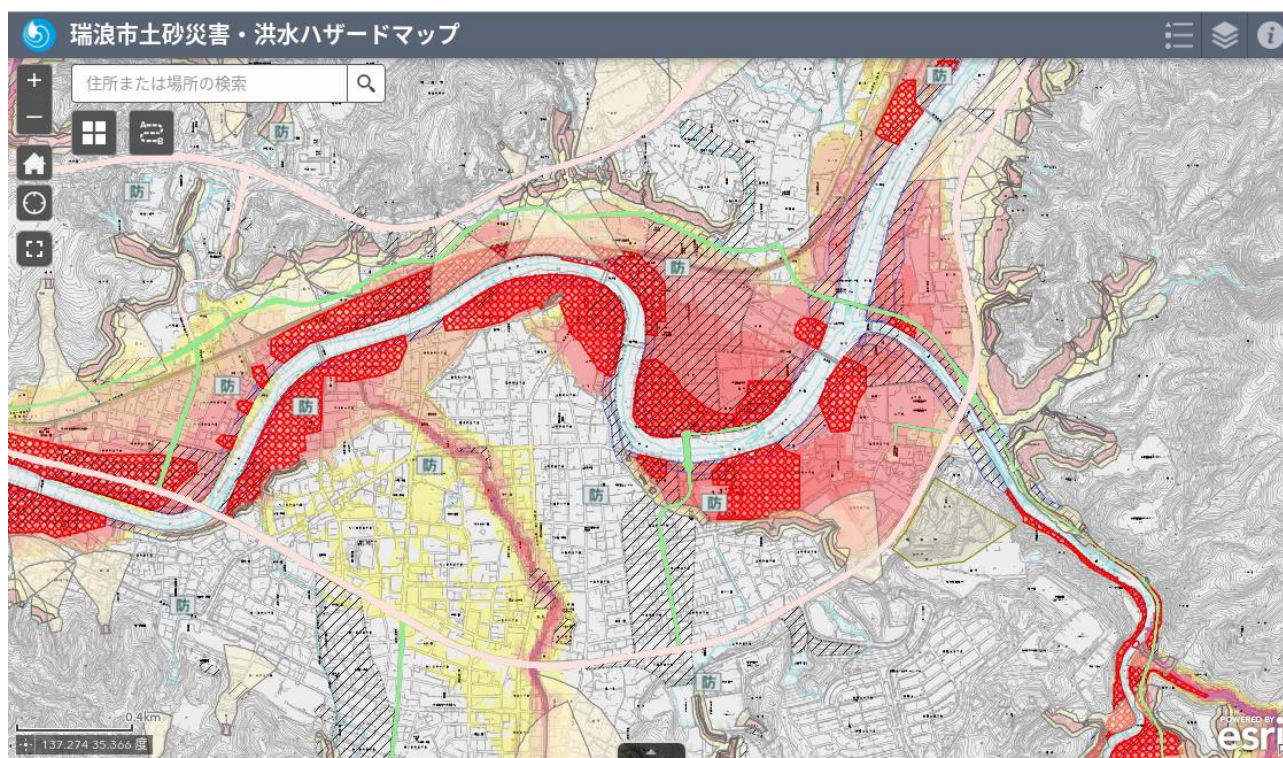
本市は、土砂災害警戒区域等の指定箇所があり、台風や集中豪雨、地震等を原因とする土砂災害に警戒する必要があります。警戒すべき土砂災害としては、主に土石流、急傾斜地の崩壊、地すべりがあげられます。警戒すべき区間・箇所については、下記のとおり、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域等や、「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域が指定されています。

- ・土石流に起因する土砂災害警戒区域等 494 箇所（うち土砂災害特別警戒区域 399 箇所）
- ・急傾斜地の崩壊に起因する土砂災害警戒区域等 339 箇所（うち土砂災害特別警戒区域 336 箇所）
- ・地すべりに起因する地すべり危険箇所 19 箇所、地すべり防止区域 11 箇所

近年は、短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にあり、がけ崩れ対策などハード整備も必要ですが、情報発信や早めの避難指示といったソフト対策も強化していく必要があります。

本市では、土砂災害・洪水ハザードマップを作成し、ホームページで公開しています。

■瑞浪市土砂災害・洪水ハザードマップ（抜粋）



【資料：瑞浪市土砂災害・洪水ハザードマップ（「瑞浪市ハザードマップ」で検索）

https://www.city.mizunami.lg.jp/bousai_saigai/hazardmap/1006576/index.html】

2 地震

(1) 地震の想定

本市では、海溝型地震、内陸直下型地震の2種類の地震が想定されています。

ア 海溝型地震

海域（海溝等）を震源域とする地震は、海溝型地震と呼ばれ、岐阜県近くでは、四国から東海にかけての海域で、ほぼ100年から150年に一度、繰り返し大規模な地震が発生してきました（東海地震、東南海地震、南海地震）。しかし、東南海地震・南海地震の震源域で地震が発生してから約80年が経過する一方、東海地震の震源域については、前回発生（1854年安政東海地震）以来、既に約170年が経過しているため、その海域を震源とする地震が近いうちに発生する可能性が高いといわれています。

また、上記震源域を含む、駿河湾から九州東方沖に至る「南海トラフ」沿いの広い震源域が連動して発生する「南海トラフ巨大地震」も懸念されています。

イ 内陸直下型地震

内陸直下型地震は、内陸部にある活断層のずれによって発生する地震を指します。内陸部の活断層による地震は、地震自体の規模が小さくても、震源が浅いため、都市直下で起きると大きな被害をもたらすことがあります。岐阜県は全国的にみて活断層の分布密度がかなり高い地域といわれていますが、瑞浪市にも、地震の原因となり得る屏風山・恵那山断層帯及び猿投山断層帯が通過しています。

(2) 想定される被害

ア 震度分布

(ア) 海溝型地震の場合

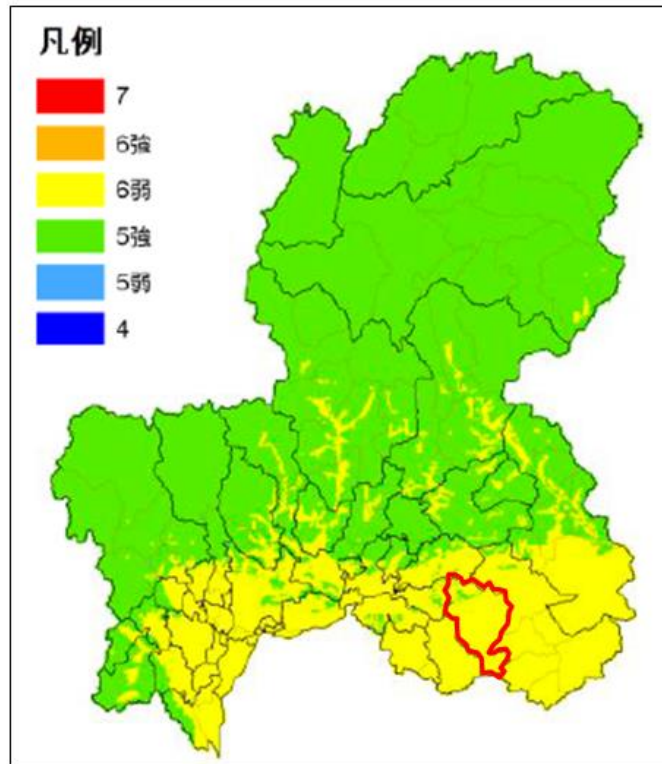
平成25年2月に岐阜県防災課より発表された『東海・東南海・南海地震等被害想定調査結果について』によると、マグニチュード9.0クラスの「南海トラフ巨大地震」が発生した場合、瑞浪市では震度が5強～6弱（震度6弱の地域に人口の99%が居住）になると予測されています。

(イ) 内陸直下型地震の場合

岐阜県が平成23年から25年にかけて実施した『東海・東南海・南海地震等被害想定調査』、及び平成29年から31年にかけて実施した『内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査』では、合わせて7つの断層帯を対象として内陸直下型地震の被害想定を行っています。瑞浪市の場合、この7つの断層帯のうち屏風山・恵那山及び猿投山断層帯（中津川市から愛知県豊田市に及ぶ約56kmの断層）を原因とする地震の影響が最も大きく、マグニチュード7.7クラスの地震が発生した場合に、震度が6弱～6強（震度6強の地域に人口の80%が、震度6弱の地域に人口の20%が居住）になると予測されています。

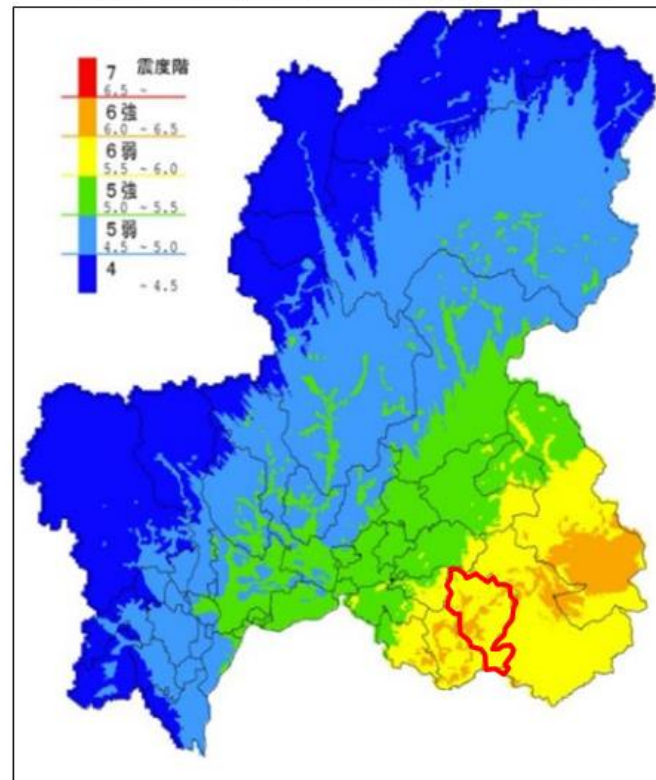
■震度分布図

南海トラフ巨大地震 震度分布図



出典：『東海・東南海・南海地震等被害想定調査結果について』
(岐阜県防災課：平成 25 年 2 月)

屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震 震度分布図



出典：『内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果について』
(岐阜県防災課、平成 31 年 2 月)

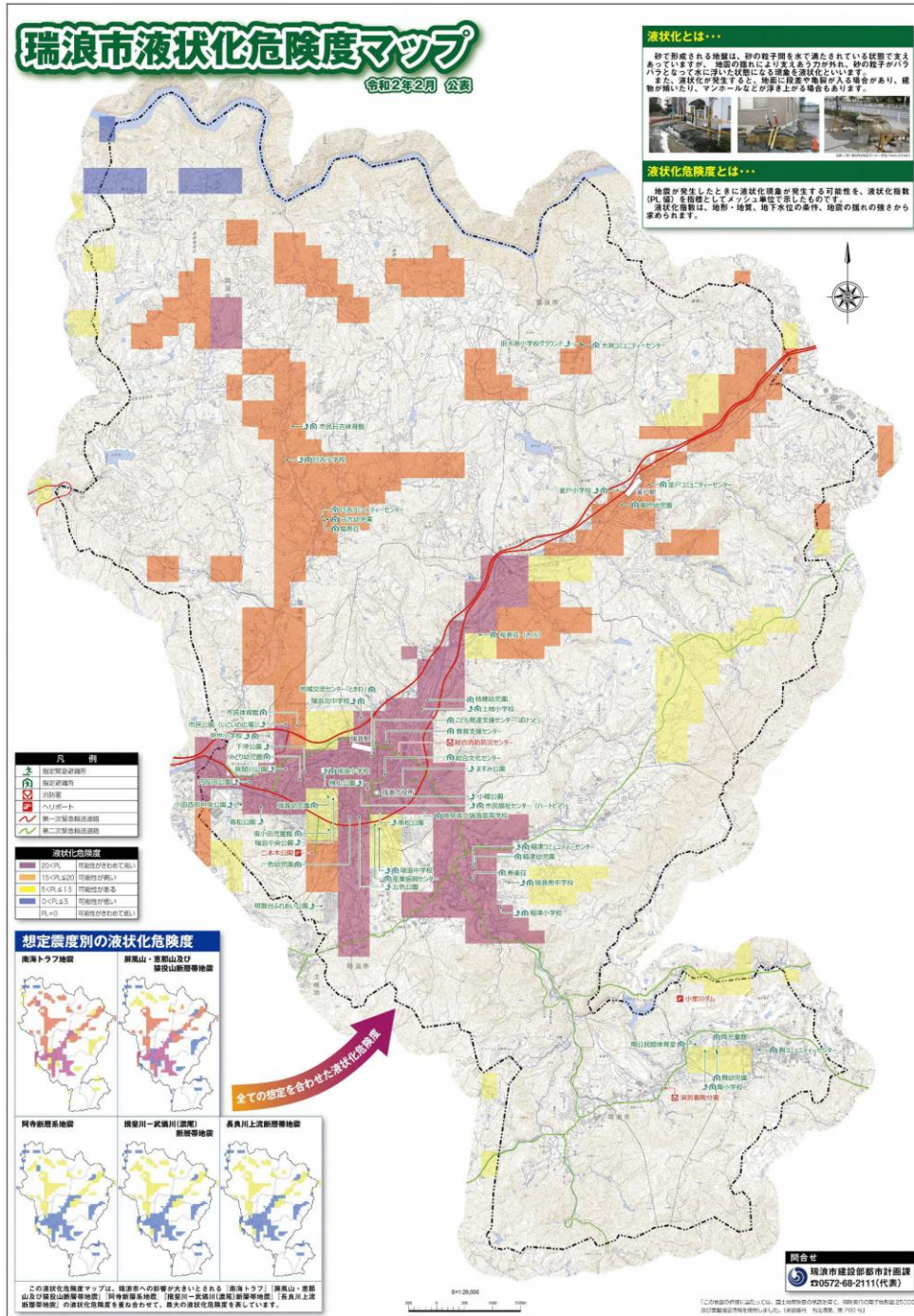
(資料：瑞浪市地域防災計画)

イ 液状化被害

「南海トラフ地震」、「屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震」、「阿寺断層系地震」、「揖斐川一武儀川（濃尾）断層帯地震」、「長良川上流断層帯地震」等の際には、液状化が生じる危険性があります。

本市では、「瑞浪市液状化危険度マップ」を作成し、市ホームページで公開しています。

■ 瑞浪市液状化危険度マップ



【資料：瑞浪市液状化危険度マップ（「瑞浪市ハザードマップ」で検索）

https://www.city.mizunami.lg.jp/bousai_saigai/hazardmap/1004752.html

ウ 建物被害・人的被害

■ 想定される主な建物被害・人的被害

区分		南海トラフの巨大地震	屏風山・恵那山及び猿投山 断層帯
建物被害 【全壊・消失棟数】	揺れ	283 棟	2,715 棟
	液状化	533 棟	486 棟
	急傾斜地	2 棟	5 棟
	火災	5 棟 ※午後 6 時の場合	42 棟 ※午後 6 時の場合
	合計	823 棟	3,248 棟
人的被害【死者数】		18 人 ※午前 5 時の場合	164 人 ※午前 5 時の場合

(資料：内陸直下型地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果市町村別データ集、

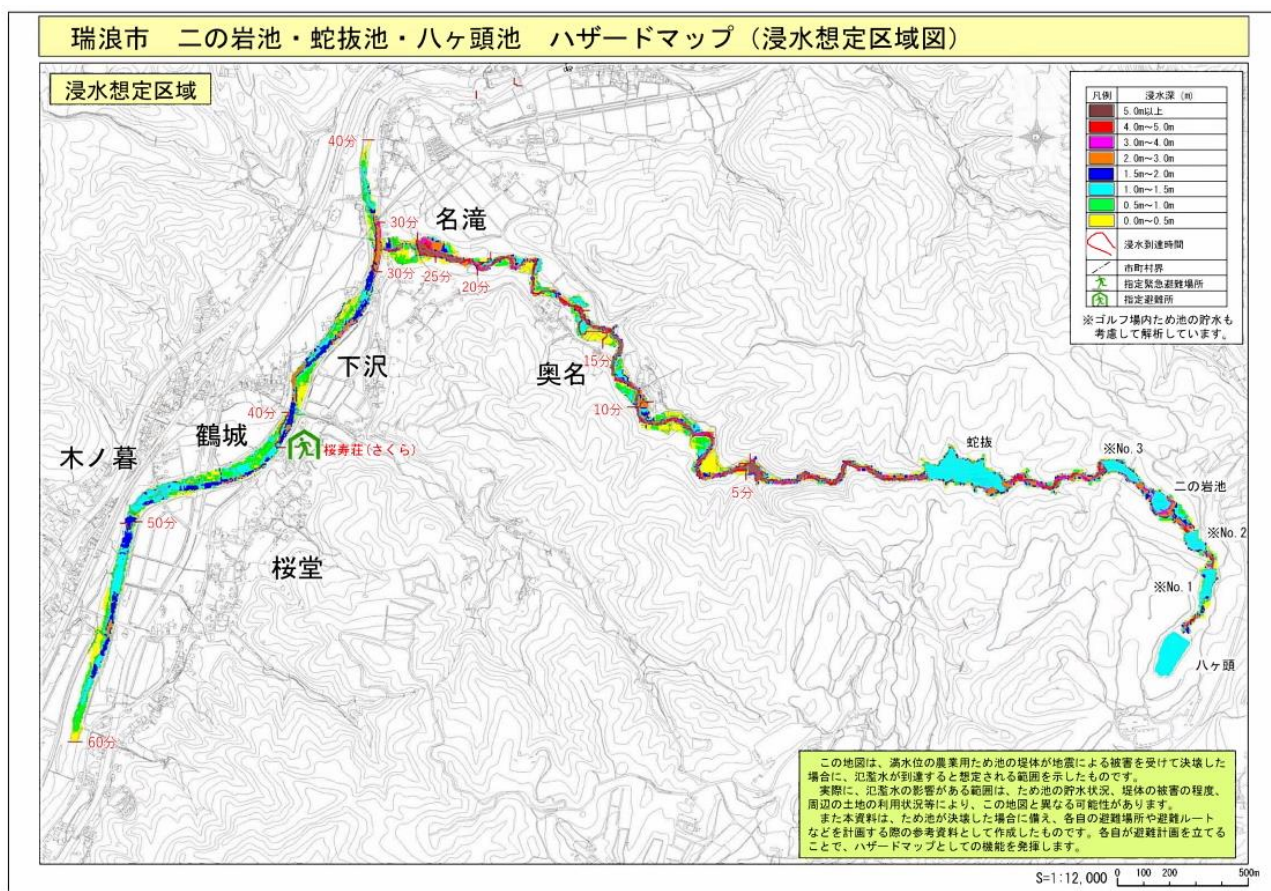
平成 23～24 年度岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査概要版)

3 ため池の決壊

農業用ため池の中には老朽化しているものもあるため、大雨や地震等により、堤体が決壊する恐れがあります。

本市では、大雨や地震などにより、農業用ため池の堤体が決壊した場合を想定し、浸水する可能性がある区域を記載した「農業用ため池ハザードマップ（浸水想定区域図）」を作成し、市ホームページで公開しています。

■ 農業用ため池ハザードマップ（浸水想定区域図）（抜粋）



【資料：農業用ため池ハザードマップ（浸水想定区域図）（「瑞浪市ハザードマップ」で検索）

https://www.city.mizunami.lg.jp/bousai_saigai/hazardmap/1005611/index.html】

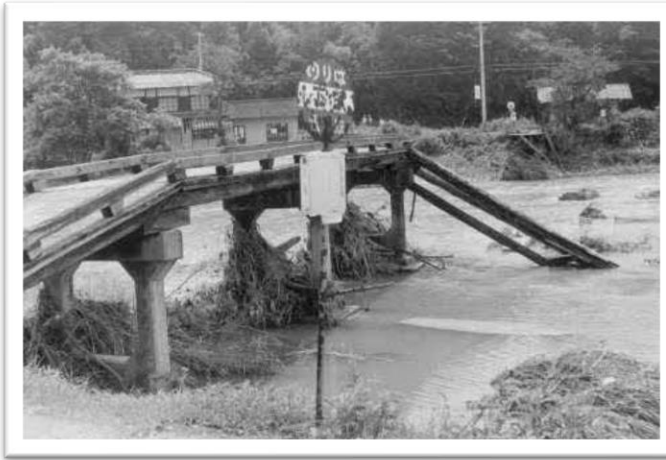
4 瑞浪市における過去の主な災害

本市では、これまでも台風、集中豪雨等の風水害を経験しています。過去の災害の特徴や経験も踏まえながら、地域の強靱化を進めていく必要があります。

■瑞浪市における過去の主要な災害一覧

年月日	種別	被害概要
昭和 34 年 9 月 26 日	伊勢湾台風 (台風 15 号)	死者 2 名、重傷者 31 名、家屋倒壊 85 棟、半壊 218 棟、床上浸水 2 棟、床下浸水 101 棟
昭和 47 年 7 月 9 ~13 日	47.7 豪雨	市内全域（主に陶町、稲津町）：死者 6 人、重傷者 3 人、家屋全壊 13 棟、流失 6 棟、一部破損 344 棟、床上浸水 142 棟、床下浸水 155 棟
昭和 58 年 9 月 28 日	台風 10 号	市内全域：家屋一部破損 1 棟、床上浸水 10 棟、床下浸水 81 棟
平成元年 9 月 18 ~20 日	台風 22 号	市内全域：家屋全壊 1 棟、半壊 1 棟、床上浸水 21 棟、床下浸水 33 棟
平成 11 年 6 月 30 日	集中豪雨	市内全域：家屋半壊 1 棟、床上浸水 2 棟、床下浸水 12 棟
平成 22 年 7 月 15 日	豪雨	日吉地区：家屋一部損壊 2 棟、床上浸水 2 棟、床下浸水 3 棟
平成 23 年 9 月 20 ~21 日	台風 15 号	市内全域（主に日吉町）：家屋床上浸水 1 棟、床下浸水 7 棟、河川災害 49 箇所、農地被害 27 箇所
平成 28 年 9 月 20 日	台風 16 号	市内全域：家屋床上浸水 1 棟、床下浸水 8 棟、土砂流入 1 棟、道路被害 34 箇所、河川被害 17 箇所、橋梁被害 1 箇所、農地等被害 20 箇所
平成 29 年 7 月 4 日	台風 3 号	市内全域（主に陶町）：住家床上浸水 4 棟、住家床下浸水 25 棟、非住家被害 3 棟、敷地内土砂流入 2 箇所、道路被害 17 箇所、河川被害 5 箇所、農地等被害 11 箇所、山林被害 2 箇所
平成 29 年 8 月 18 ~19 日	豪雨	市内全域：住家床下浸水 4 棟、道路被害 2 箇所、河川被害 2 箇所、農地等被害 7 箇所、山地（ため池）被害 1 箇所、学校施設等被害 1 箇所 釜戸町土砂災害：住家床上浸水 1 棟、住家床下浸水 2 棟、道路被害 4 箇所、河川被害 1 箇所、農地等被害 1 箇所
令和 2 年 7 月 6 ~14 日	令和 2 年 7 月 豪雨	市内全域（主に日吉町、釜戸町、大湫町）：住家一部破損 1 棟、住家床上浸水 1 棟、道路被害 2 箇所、崖崩れ 4 箇所、農地等被害 25 箇所、山林被害 2 箇所

令和3年 8月13 ~15日	豪雨	市内全域：住家床下浸水6棟、住家床上浸水3棟、 道路被害14箇所、土砂災害3件、河川法面崩壊12 件
-------------------	----	--



昭和47年豪雨災害



昭和47年豪雨災害



平成22年土砂災害



平成23年豪雨災害



令和2年7月豪雨災害



令和2年7月豪雨災害

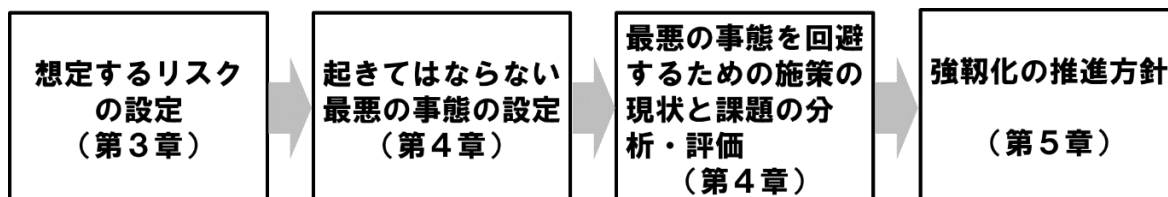
第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

国土強靱化とは、「強くしなやかな地域づくり」であり、瑞浪市内の道路、河川、農林道、様々な建物といった構成基盤のほか、暮らし、産業といった地域経済活動が、災害や事故などにより致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことです。

国土強靱化基本計画、岐阜県強靱化計画では、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討しています。本計画においても、両計画が実施した手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の評価を行い、対応方策を検討します。

■本計画における脆弱性評価、国土強靱化に向けた推進方針の検討手順



2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

国土強靱化基本計画では、基本法第17条第3項の規定に基づき、6つの「事前に備えるべき目標」を設定し、35の「起きてはならない最悪の事態」を想定したうえで脆弱性評価を実施しています。岐阜県強靱化計画においても、同様の考え方で脆弱性評価を実施しています。

本計画では、国土強靱化基本計画及び岐阜県強靱化計画との調和を図るとともに、基礎自治体としての役割等を踏まえ、さらに、先に述べた想定するリスクや本市の地域特性（特に県全体の特性と比較した際の瑞浪市の該当状況）を考慮しながら、6つの「事前に備えるべき目標」と22の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

■本計画における脆弱性評価、国土強靱化に向けた推進方針の検討手順

	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
		1-2	集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生
		1-3	大規模土砂災害による住宅地等の壊滅や甚大な人的被害の発生
		1-4	亜炭鉱跡の大規模陥没による市街地崩壊に伴う死傷者の発生
		1-5	避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による人的被害の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	消防等の被災等による救助、救急活動等の遅れ及び重大な不足
		2-2	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災
		2-3	劣悪な避難生活環境や感染症の発生、不十分な健康管理がもたらす多数の被災者の健康、心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-5	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	庁舎及び関係施設の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
		3-2	幼稚園・保育園、小中学校施設等の被災による教育・保育機能の低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響
		4-2	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	ライフライン（電力、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能の停止
		5-3	交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	地域社会、経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-2	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興の大幅な遅れ
		6-3	幹線道路の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価

2で設定した22の「起きてはならない最悪の事態」ごとに関連施策を洗い出し、取組状況を整理の上、成果や課題を分析・評価しました。

その上で、分野横断的な視点で分析するため、「第7次瑞浪市総合計画基本計画」で設定した施策の体系をもとに脆弱性評価を行い、施策分野の間で連携して国土強靱化に取り組むべき施策の確認などを行いました。

脆弱性評価結果は別紙1のとおりです。

■関連施策の洗い出しに用いた本市の計画

- ・ 第7次瑞浪市総合計画
- ・ 瑞浪市地域防災計画
- ・ 瑞浪市都市計画マスタープラン
- ・ 瑞浪市公共施設等総合管理計画 等

■施策分野（「第7次瑞浪市総合計画」での施策の体系に基づき横断分野を設定）

個別施策分野	①	人・未来を育むまちづくり
	②	魅力あふれるまちづくり～都市・住宅・情報通信～
	③	生涯活躍のまちづくり～保健医療・福祉～
	④	活みなぎるまちづくり～産業～
	⑤	持続可能なまちづくり～国土保全・環境・交通・行政機能～
横断的分野	①	リスクコミュニケーション
	②	官民連携
	③	老朽化対策
	④	デジタル活用

第5章 強靱化の推進方針

1 推進方針の整理

脆弱性評価結果を踏まえ、本市における強靱化の施策の取組方針について、施策分野ごとに推進方針として整理しました。

その結果は別紙2のとおりです。

2 「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針

脆弱性評価結果を踏まえ、本市を強靱化するにあたり、必要な事項を明確にすることをねらいとして、実施されるべき施策の推進方針を示します。

第4章で整理した「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価の結果を踏まえた推進方針は以下のとおりです。これらの強靱化施策の推進にあたっては、「起きてはならない最悪の事態」ごとの強靱化施策が分野横断的な施策群であり、いずれも複数の主体が連携して取組を行うことにより一層効果が発現することが期待されます。これらについては、関係者間で重要業績指標（KPI）等の具体的数値指標に関係するデータを共有するほか、推進方針に掲げた目標の実現に向けて実効性・効率性が確保できるよう十分に留意しながら取組を進めていくものとします。

(1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

施策タイトル	推進方針
総合的な防災・減災対策の推進	まちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。
都市基盤施設の整備	避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点として利用することを想定した幹線道路、都市公園、河川等、骨格的な都市基盤施設の整備を図る。

瑞浪駅周辺の再開発の推進	瑞浪駅南地区の商店や居住機能を備えた再開発ビルの整備や、駅前広場の拡張、歩行者空間の改良を行う。また、瑞浪駅北地区に、老朽化した公共施設を統合した複合公共施設の整備を行う。
避難地の保全・整備	市街地内の公園、緑地等を災害時における避難地として保全・整備する。
防災能力の高い建築物への誘導	建築物の耐震改修の促進に関する法律等に基づく構造・設備、防火対象物の位置・消防用設備等の規制により、防災能力の高い建築物への誘導を図る。
公共建築物の改修又は改築	老朽度の著しい公共建築物は、改修または改築を行う。
公共建築物の定期点検及び臨時点検の実施	公共建築物の定期点検及び臨時点検を実施するとともに、破損箇所等は補修・補強し、災害の事前防止に努める。また、公共施設等総合管理計画に基づいた計画的な維持修繕を行う。
広域化・複合化等を視野に入れた施設の管理・更新	老朽化する施設の維持管理については、適切に管理し、更新にあたっては広域化・複合化等を視野に入れ、検討を進める。
木造住宅の耐震化に関する支援	関係機関と連携し、一般建築物の耐震性強化についての指導や啓発を推進し、特に大地震時に倒壊のおそれのある木造住宅及び瑞浪市耐震改修促進計画で定める特定建築物の耐震診断・耐震改修については、重点的にこれを推進する。
適正な管理が行われていない空家等の対策	適正な管理が行われていない空家等に対して、所有者等への適正な管理を促す。なお、倒壊等の危険性がある空家等については、除却を促す。
耐震基準を満たさない市営住宅等への措置	耐震基準を満たさない市営住宅の入居者に対して住み替えを推進し、用途廃止及び解体撤去を推進する。
危険なブロック塀等の撤去の促進	地震時におけるブロック塀等の倒壊による被害や、避難の際の通行の安全を確保するため、危険なブロック塀等の撤去の促進を図る。

1-2 集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

施策タイトル	推進方針
流域治水の促進	河川流域の都市化の進展あるいは、気候変動や集中豪雨による洪水・内水に対処するため、流域のあらゆる関係者が協働して、流域全体で被害を軽減する「流域治水」を促進する。
河川の災害危険性の一層の低減	今後も河川や排水路の改良・改修・整備、雨水の流出抑制対策、水防体制の充実・強化に努め、河川の災害危険性の一層の低減を図る。
洪水ハザードマップ等の作成と周知	各地域別に浸水想定区域、水害の危険性が高い地区の情報のほか、水害の発生に備え、想定される最大規模の降雨を対象とした洪水ハザードマップ及び災害対策マニュアル等を分かりやすく作成する。作成したハザードマップ等は、市民等に配布し周知を図る。

ため池ハザードマップの作成と周知	決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知を図る。
タイムライン（防災行動計画）の策定	台風及び豪雨それぞれを対象としたタイムラインを策定することで、事前に水害における防災対応を明確にする。
多様な関係者による密接な連携体制の構築	水災については、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者に加え、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。
水害リスク情報の周知	洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供を受けつつ、過去の浸水実績を把握したときは、これを水害リスク情報として、住民、滞在者、その他の者への周知に努める。
河川カメラ設置等ハード対策の実施	市街地内および周辺の河川についても引き続き改修を推進していくとともに、河川カメラ設置等のハード対策も実施する。

1-3 大規模土砂災害による住宅地等の壊滅や甚大な人的被害の発生

施策タイトル	推進方針
治山事業に関する県への要請	山地災害危険地区における災害の防止・軽減を図る治山事業と、人家の裏山や、道路や耕地に被害を及ぼす山林の予防事業を併せて県に要請する。
土砂災害ハザードマップ等の作成と周知	各地域別に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域指定緊急避難場所、避難経路などを記載した土砂災害ハザードマップ及び災害対策マニュアル等を分かりやすく作成する。作成したハザードマップ等は、市民等に配布し周知を図る。
林床の裸地化防止策の推進	災害に強い市域を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施策を推進する。
土砂の流出防止策の推進	集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。
特定地域における市街化の抑制	土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定により、無秩序な宅地開発等を抑制するとともに、特に、土岐川、小里川、日吉川等の主要河川及びその支流の周辺地域や市北部から東部にかけての丘陵地、南部の丘陵地等で「急傾斜地崩壊危険区域」、「砂防指定地」、「地すべり防止区域」、「土砂災害特別警戒区域」等に指定されている区域については、災害を未然に防止する観点から市街化を抑制する。
大規模盛土造成地の安全対策	大規模盛土造成地における地震時の被害軽減を図るため、スクリーニング調査（地盤調査、安定計算等）を実施し、その対策について検討する。

台風及び豪雨それぞれを対象としたタイムラインの策定	台風及び豪雨それぞれを対象としたタイムラインを策定することで、事前に土砂災害における防災対応を明確にする。
土砂災害危険箇所等の定期点検の実施	県及び地域住民と連携した土砂災害危険箇所等の定期点検を実施する。
地域における防災訓練等の奨励・指導	住民が自らの地域のリスクに向き合い、被害を軽減する取組を行うよう推進するとともに、地域ごとに、ハザードマップを利用した災害図上訓練や、避難訓練などを含めた防災訓練等を奨励、指導することにより、適切な避難や防災活動を支援する。また、訓練にあたっては、危機管理室、消防本部、みずなみ防災会が連携し、地域の要望や実情に即した内容で実施する。
総合防災訓練の実施	防災関係機関や市民等と協力し、特に大規模地震の発生や土砂災害等を想定した総合防災訓練を実施する。

1-4 亜炭鉱廃坑跡の大規模陥没による市街地崩壊に伴う死傷者の発生

施策タイトル	推進方針
亜炭鉱の危険箇所の把握	亜炭鉱陥没による被害を防止するため、岐阜県や関係機関（充填協会等）、専門家と連携して鉱区の把握に努める。
亜炭鉱の対策工事の実施	亜炭鉱廃坑の把握方法（ボーリング調査、探査方法等）、充填方法（工法等）や費用について研究する。また、亜炭鉱廃坑の陥没箇所については、県と連携し、充填工事を行う。

1-5 避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による人的被害の発生

施策タイトル	推進方針
大地震に対する備え等啓発の実施	大地震に対する備えを充実させるため、防災講演会・研修会・説明会・起震車・ビデオ・SNS等を活用して防災教育を推進するとともに、家庭での地震発生時の行動や発生前の備え等について啓発を実施する。
正しい災害知識の普及や減災意識の向上	自治会、自主防災組織、団体等を対象とした小規模単位の防災訓練や避難計画の策定等を進め、災害に対する正しい知識の普及・啓発、防災・減災意識の向上を図る。
SNSの活用による防災の普及・啓発	市公式LINEなどSNSを活用した避難情報等のプッシュ配信、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努める。
自主防災組織の活性化の推進	自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図る。

地区防災計画の作成の促進	災害対策を地区の特性を踏まえた市民に身近なものとするため、自主防災組織や市民自らによる「地区防災計画」の作成や、当該地区における自発的な防災活動を促進する。
避難の「声かけ訓練」実施の促進	機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努める。
地域における要配慮者支援体制の確立	あらかじめ自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員並びに社会福祉協議会等と連携し、要配慮者に関する情報共有、個別避難計画の策定等に努める。
多言語による災害情報等の提供	災害に対する知識が乏しく、地理に不案内で、日本語の理解も十分でない外国人については、平常時から多様な言語や手段・経路を通じての基礎的防災情報広報紙、防災マップ等の提供を行い、防災知識の普及を図る。また、インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など多種多様な手段を用い、「やさしい日本語」や多言語での災害情報等の提供にも努める。
情報発信・情報伝達手段の強化	防災行政無線、防災ラジオなど情報発信・情報伝達手段を強化し、迅速かつ正確な情報を市民に提供できる体制を構築する。また、絆メール、市公式LINE等の周知活動を実施し、登録者数の拡大を図る。

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 消防等の被災等による救助、救急活動等の遅れ及び重大な不足

施策タイトル	推進方針
ヘリポート整備等の支援基盤の確保	迅速かつ効率的な搜索を支援するため、ヘリポート整備等の支援基盤を確保する。
必要な機械・資機材の整備促進	救助工作車、救急車等の車両、及び災害時の活動に必要な救急救助用資機材等、必要な機械・資機材の整備促進に努める。
各種資機材の計画的な更新と装備の強化	地域防災の要である消防団の組織力向上のため、消防団の拠点施設をはじめ消防車両・小型動力ポンプ等各種資機材の計画的な更新と装備の強化を図る。
さらなる消防の広域連携の推進	大規模化、複雑多様化する災害における初動体制の強化と現場活動要員の増強、高度化及び専門化する各種業務に適切に対応するため、消防通信指令業務の共同運用を契機に東濃地域消防機能広域化事業の拡大に取り組むなど、さらなる消防の広域連携を推進する。
防災関係機関等との連携強化	瑞浪災害救援ボランティア、みずなみ防災会、自主防災組織や消防団をはじめとする防災関係機関等との連携強化等に取り組む。
充実した消防団体制の構築	消防団員を確保するため、市民等の理解・協力を得て入団促進と処遇改善に努めるとともに、充実した消防団体制を構築する。
応急手当普及のための講習の実施	救急現場に居合わせた人（バイスタンダー）による応急手当が救命率に大きく寄与することから、各種救命講習会を開催し、応急手当の普及啓発を推進する。

2-2 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災

施策タイトル	推進方針
応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄の充実	瑞浪市及び日本赤十字社岐阜県支部は、災害に伴う負傷者が多人数となる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。
災害発生時における救急医療体制の整備	広域医療搬送拠点重症者を後方の広域医療施設に搬送するための拠点施設として使用できる施設を抽出する等、災害発生時の救急医療体制の整備に努める。
新病院の建設の促進	東濃厚生病院と土岐市立総合病院を統合した新病院を建設し、医療提供体制の整備・充実に努める。
医師会等との連携による救急医療体制、災害医療体制の充実	医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連携を深め、救急医療体制、災害医療体制の充実に努める。

迅速な救命処置と救急車の適正利用の啓発	ドクターヘリコプター等との連携によって、医師による迅速な救命処置が受けられるなど、傷病者の状態に即した救急活動を継続実施するとともに、救急車の適正利用を啓発する。
救急隊員による応急処置等の質の向上と救急業務の高度化	救急救命士を含む救急隊員に対して、恒常的な教育訓練による応急処置等の質を向上させるとともに、救急救命士の処置範囲の拡大を図るなど、救急業務の高度化に対応する。
地域包括ケアシステムの更なる推進	地域包括支援センターをはじめとする関係機関等と連携し、地域包括ケアシステムの更なる推進を図る。
地域での助け合い意識の向上	福祉に対する意識づくりを進めるため、地域福祉に関する積極的な情報発信と福祉教育の充実を図り、地域での助け合いの意識向上に努める。
介護者等人材の確保とボランティア活用	避難所における介護者等を十分に確保し、要配慮者を支援するため、平常時より、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、ヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等との広域的なネットワークづくりに努める。また、ボランティアが能力を存分に発揮し、効率的に活動できるよう、支援策の充実に努める。
要配慮者に対する防災知識の普及・啓発	要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、要配慮者に適した防災知識の普及・啓発を行う。

2-3 劣悪な避難生活環境や感染症の発生、不十分な健康管理がもたらす多数の被災者の健康、心理状態の悪化による死者の発生

施策タイトル	推進方針
公共施設の新設・改修における安全性の向上	公共施設の新設・改修にあたっては、災害の危険性の低い場所への立地を誘導する等、災害に対する安全性の向上に取り組む。
民間施設等との災害時応援協定の締結	指定避難所が使用不能となった場合や、感染症拡大防止の観点による避難所不足に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設について、災害時応援協定を締結し、災害時における一時的な避難場所として確保する。
「道の駅」の整備の推進	地域活性化に向けた新たな拠点として、国道19号瑞浪恵那道路に道の駅を整備する。また、道の駅に避難所としての機能を整備する。
防災拠点施設や避難所の機能向上	防災倉庫を整備・管理するとともに、災害等における課題を踏まえた防災備蓄品を充実させることにより、防災拠点施設や避難所の機能向上を図る。
避難の長期化を想定した設備や資機材の整備と備蓄場所の確保	避難所に指定された建物については、避難が長期化する場合も想定し、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備や資機材の整備に努めるとともに、あらかじめ備蓄場所の確保を進める。
災害時要援護者に配慮した施設・設備の整備	避難誘導するための設備の導入・普及や、指定避難所・指定緊急避難場所や避難路等の防災施設を整備する際には、要配慮者の災害対応能力を考慮し、災害時要援護者が利用しやすい施設・設備の整備に努める。

避難所の良好な生活環境の継続的な確保	指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定める。また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、専門家等との定期的な情報交換を行う。
災害用トイレの確保	災害時における避難所のトイレの確保・管理を、水・食料等の支援とともに「ライフライン」と同様に被災者の命を支えるサービスの一つとして認識し、適切な対応に努める。また、仮設トイレの供給に関し、民間企業との協定に基づく仮設トイレの確保や、必要に応じて、県に対し仮設トイレの調達について支援を要請する。
指定避難所における感染症対策の強化	感染症対策のため、平常時から指定避難所におけるパーティションの設置方法やレイアウト、動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、必要な措置を講じるよう努める。
避難所ごとの運営マニュアルの策定と更新	自主防災組織や施設管理者と協議を行い、避難所ごとに、事前に「避難所運営マニュアル」を策定する。マニュアルの策定にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討し、感染症への対応をまとめたマニュアルについて別途作成し、適宜更新するよう努める。
多様な避難形態の発生を踏まえた情報体制の構築	感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努める。
感染症対策に配慮した訓練の実施	感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施する。
「暴力は許されない」意識の普及と徹底	防災知識の普及にあたっては、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

2-4 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

施策タイトル	推進方針
防災備蓄計画策定の推進と必要物資等の確保・供給	物資の調達・輸送が平時のように実施できないという認識に立って防災備蓄計画の策定を進め、災害が発生した場合に緊急に必要な食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具を含める等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の確保・供給に努める。
速やかな物資支援のための事前準備	大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ指定する物資の輸送拠点及び協定に基づく輸送拠点を速やかに開設できるような物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手段を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

緊急輸送道路の指定と周知	本庁、コミュニティーセンター、避難所、ヘリポート等の連絡及び県が指定する緊急輸送道路とのネットワークを構築する上で不可欠な市内の道路を緊急輸送道路に指定するとともに、災害発生後の第1警戒路線として関係機関に周知し、要員・物資等の円滑な輸送を図る。
緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化	緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化について、緊急輸送の障害の可能性が高い建築物等に対して指導や啓発を推進する。
緊急物資輸送の実施体制の整備	県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の輸送を実施する体制を整備する。
災害発生時における人的・物的支援等の体制強化	地方公共団体や民間事業者、関係機関との間で災害時応援協定を締結し、災害発生時における人的・物的支援等の体制強化を図る。

2-5 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

施策タイトル	推進方針
孤立予想地域の実態把握とデータベース化	災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握するとともに、周辺道路を含めた地図を付してデータベース化する。
情報伝達が断絶しない通信手段の確保	市民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。
ドローンを活用した災害対策の推進	災害時の孤立集落の情報収集及び支援物資の輸送のため、ドローンを活用する。また、ドローンの運用については民間企業と連携する。
災害に強い道路網の整備の推進	孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。
公民館等の施設整備の推進	孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設整備を推進する。
孤立する観光客等にも配慮した食料品等の備蓄	孤立地域内での生活が維持できるよう、地域完結型の備蓄を心がけるよう努める。また、自助・共助の考えのもと、各自の食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

(3) 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 庁舎及び関係施設の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

施策タイトル	推進方針
防災拠点施設の災害対策機能の強化	防災拠点となる庁舎、消防署、避難所となる学校施設などの大規模改修や建替えの際には、地域防災計画を踏まえ、耐震性に加え、発電設備や給水設備などの災害対策機能の強化を考慮する。
災害応急活動の中核拠点の整備	応急対策活動の拠点となる防災上重要な公共施設市役所庁舎、総合消防防災センター、小中学校、公民館、福祉施設等について、耐震診断調査等を実施し、その結果に基づいて施設の防災能力の向上を図る。
災害対策本部代替施設の整備	災害対策本部設置予定場所である市役所庁舎が被災し、防災無線等の通信機能が十分に機能しなくなった場合に備え、防災対策を迅速かつ効果的に実施するためのサブ施設の整備を行う。
自家発電設備等の整備等による本部機能の充実・強化	自家発電設備等の整備等により、十分な期間（72時間）、災害対策本部の機能を維持するとともに、災害情報を一元的に把握・共有することのできる体制を整備することで本部機能の充実・強化に努める。
職員の非常参集体制の整備	非常参集体制の整備においては、職員の徒歩による参集時間を把握するとともに、参集ルートの事前確認の実施に努めるなど、職員の安全の確保に十分に配慮し、より迅速な体制の整備を推進する。
応急活動マニュアルの作成や定期的な訓練の実施	市、防災関係機関、事業者等は、発生が想定される災害の特性や、それぞれの組織の実情を踏まえ、必要に応じて応急活動マニュアルを作成して職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員・機関等との連携等について徹底を図る。
防災関係機関及び民間事業者との連携・協力体制の構築	防災関係機関、民間事業者、業界団体等が保有する防災力を活用し、大規模災害時においても迅速かつ効果的な災害応急対策が実施できるよう、応急・復旧活動、資機材の調達等に関する相互応援協定を互いに締結する等、平常時より関係機関同士の連携強化と応援体制の多重的整備に努めるとともに、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。
デジタル技術を活用した防災対策の推進	市及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化にあたっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努める。
業務継続計画の策定と運用による対応力の強化	災害時における応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、あらかじめ業務継続計画を策定し、必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

3-2 幼稚園・保育園、小中学校施設等の被災による教育・保育機能の低下

施策タイトル	推進方針
学校における防災教育の充実	学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図る。特に水害、土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。
避難訓練計画と部門別避難訓練の実施	小中学校、幼稚園、社会福祉施設においては、避難訓練計画を立案し、それに基づいて初期消火訓練、避難訓練、地震対策訓練等を実施する。
学校等における防災対策	学校、その他文教施設の経営者管理者は、施設の点検・調査を定期的の実施して危険箇所や避難施設等の不備の早期発見に努め、その補修・補強・整備を行う。
防災に関する計画やマニュアル等の見直しや改善	学校等において、外部の専門家や保護者等との協力のもと、あらかじめ防災に関する計画やマニュアル、災害時における保護者への児童・生徒等の引渡しのルール等の見直しや改善が行われるよう促す。

(4) 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響

施策タイトル	推進方針
企業等による事業継続計画の策定	市や商工団体等は、市内の企業・事業所等の防災意識の向上を図る一方で、企業等が事業継続計画を策定し、災害時に中核となる事業の継続・早期再建ができるよう、その支援と環境整備に取り組む。
物価の安定化	災害発生に伴って物価が高騰した場合や高騰が予想される場合、市は、速やかに商工会議所等関係団体と協力して、物価の安定を図る。
迅速な初動防疫の実施	県と連携し、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、口蹄疫に対して迅速な初動防疫が実施できるように、危機管理体制の強化に努める。
地場産業、商店街の復興支援	市は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるよう経済復興対策を講ずる。
農林業・畜産業の活性化支援	農林業・畜産業を支援し、農家の育成、新製品の開発、地元農産物の特産品化、6次産業化など農林業・畜産業の活性化を図る。
生産農家の施設設備増強等の支援	農地の集積・集約化、農業用施設等の長寿命化を図るなど、生産農家の施設設備の増強等を支援し、生産性の向上及び作業の効率化を推進する。
畜産農家の経営の安定化	県、県畜産協会と連携し、畜産コンサルティング等を実施し、畜産農家の経営の安定を図る。また、養豚経営においては「瑞浪ポーノポーク」のブランド化により更なる経営の安定を図る。

4-2 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

施策タイトル	推進方針
遊休農地の解消にかかる取組の支援	農地の持つ多面的機能を維持するため、農業委員会と連携して遊休農地の解消にかかる取組を支援するほか、地域の担い手に農地を集積し、経営規模の拡大を支援するとともに、新規就農者の育成や集落営農組織の設立支援を行うなど、担い手の育成を推進し、遊休農地を削減する。
優良農地の保全と農業の振興	基盤整備された農業振興地域における農用地区域をはじめとする優良農地は将来的にも保全に努めるとともに、地域資源として有効活用し、農業の振興を図る。
狭小・不整形な農地への支援	狭小・不整形な農地については、今後、遊休農地となる可能性があるため、水稻として集積困難な農地を高収益作物の栽培圃場として活用できるよう支援する。
農業用ため池の整備	ため池整備事業を活用した農業用ため池の整備を行うとともに、災害防止のため、利用しなくなったため池の廃止を行う。

<p>ため池堤体及びその他施設の新設、改修</p>	<p>農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）等の築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流下等による決壊漏水等に伴う人家等への災害を未然に防止するため、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を防災重点農業用ため池等緊急度の高いものから順次実施する。</p>
<p>農業の経営規模の拡大と担い手の育成</p>	<p>地域の担い手に農地を集積し、経営規模の拡大を支援するとともに、新規就農者の育成や集落営農組織の設立支援を行うなど、担い手の育成を図る。</p>
<p>農地を次世代に継承するための保全活動</p>	<p>地域、集落が主体となり、農地の持つ多面的機能を維持し、次世代に継承するための保全活動を行う。</p>
<p>間伐等による森林整備の推進</p>	<p>森林環境譲与税及び清流の国ぎふ森林・環境基盤事業を活用することで、間伐等による森林整備を推進する。</p>
<p>林道等施設の機能維持</p>	<p>森林整備に不可欠な林道等の施設の機能を維持する。</p>

(5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、避難行動や救助・支援が遅れる事態

施策タイトル	推進方針
防災相互通信用無線局の整備	県や防災関係機関と緊密に連携し、災害現地で迅速かつ的確に対策を推進するため、防災相互通信用無線局の整備に努める。
情報発信・情報伝達手段の強化	防災行政無線、防災ラジオなど情報発信・情報伝達手段を強化し、迅速かつ正確な情報を市民に提供できる体制を構築する。また、絆メール、市公式LINE等の周知活動を実施し、登録者数の拡大を図る。
情報通信手段の多重化・多様化	情報通信手段の多重化・多様化を図るため、防災行政無線、防災ラジオ、デジタルMCA移動無線、絆メール、市公式LINE等を活用する。また、デジタルMCA移動無線の更新に伴い、新たな機能を有する移動系無線の配備を検討する。さらに、必要に応じ、アマチュア無線やタクシー無線、インターネット等を活用する。
画像情報の収集・連絡システムの整備	機動的な情報収集活動を行うため、車両、小型無人機（ドローン）等の使用や、必要に応じてヘリコプターの出動を要請するなど、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。
デジタル方式の通信システムの整備	災害時における市と各地域との通信を強化するため、デジタル方式のシステム整備に努める。
最新の情報通信関連技術の導入	被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。
防災ラジオの全戸への無償貸与	電波障害に強いポケベル周波数帯の電波を活用した防災ラジオを全戸に無償貸与し、防災情報伝達体制の強化に努める。

5-2 ライフライン（電力、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能の停止

施策タイトル	推進方針
ライフライン施設の機能維持に向けた対策の実施	電気施設、鉄道施設、電話通信施設については、中部電力パワーグリッド株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、関係事業者等が施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の機能維持に向け、応急資機材や要員の確保等、必要な対策を実施する。
ライフライン関係機関や民間事業者との連携	燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

代替電源の確保と燃料供給体制の構築	市及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において、非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや、燃料供給体制を構築する。
再生可能エネルギー導入可能性の検討	市民ニーズの多様化に対応した施設として、多機能化及び複合化を推進し、防災機能の向上及び環境負荷低減の取組として再生可能エネルギーの導入を検討する。
太陽光発電等の自家消費の促進	地球温暖化や災害対策のため、太陽光発電等の普及啓発と自家消費を促進するとともに、家庭用蓄電システム等の設置費の一部を補助する。
新エネルギーシステムの普及促進	停電時における電力確保に有効な太陽光発電設備、蓄電池等の新エネルギーシステムの普及促進を図る。
上下水道施設の耐震性向上と危機管理体制の構築	水道施設や下水道施設の耐震性の向上に努めるとともに、応急供給体制の確保バックアップ体制等や応急復旧体制、広域応援体制等の確保を図る。また、危機管理体制を強化し、災害用資機材の整備・拡充を図る。
上下水道施設に係る老朽化施設の長寿命化と更新の実施	既存の上下水道施設については、老朽化施設の長寿命化や更新のみならず、人口減少を踏まえた統廃合や合理化についての検討を進める。
重要供水施設における水道管の優先的な耐震化	地震等の災害時において優先して給水すべき重要給水施設（病院、指定避難所、行政機関等）への水道管の耐震化を優先的に行い、震災時の飲料水確保を図る。また、漏水調査の新技術について研究・採用に努める。
水道施設の多重化	上下水道等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性を確保する。

5-3 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

施策タイトル	推進方針
道路ネットワークの計画的な整備と災害予防	道路管理者は、道路防災対策事業等を通じて安全性・信頼性の高い道路ネットワークの計画的かつ総合的な整備に努めるとともに、道路災害予防に必要な施設の整備を進める。
主要幹線道路の整備推進	瑞浪恵那道路や東濃西部都市間連絡道路など、主要幹線道路の整備を促進するとともに、市内の幹線道路及び補助幹線道路の整備推進を図る。
生活道路の維持・保全	市民の安全・安心の確保のための生活道路の維持・保全に努めるとともに、地域の関係者と連携し、道路網整備を推進する。
交通分野におけるDXの活用	交通分野におけるDXを念頭に置きながら、地域のあらゆる交通手段を最大限に活用した、利用者ニーズに応じた公共交通体系の整備に、計画的に取り組む。

(6) 地域社会、経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

施策タイトル	推進方針
地域活動を担う人材や団体の育成	持続可能な地域づくりを実現するため、地域活動を担う人材や団体の育成を行うとともに、市民がまちづくりへ参加できる環境を整備する。
域学連携推進における地域の活性化活動の支援	大学生や高校生など若者が地域の現場に入り、地域住民やまちづくり推進組織とともに、地域の課題解消や新たなまちの魅力の創出に取り組み、地域の活性化に資する活動を支援する。
ボランティア活動体制の整備	社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置・運営、災害ボランティアの受入体制について、積極的に参画するとともに、ボランティアの安全確保対策や被災者ニーズ等の情報提供方法等についても検討を進め、中間支援組織等の関係団体とともに災害時においてボランティアを効果的に活用できる体制づくりに努める。
ボランティアコーディネーターの育成	災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターの育成に努める。

6-2 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興の大幅な遅れ

施策タイトル	推進方針
廃棄物処理施設の長寿命化と広域化を含めた更新の検討	廃棄物処理施設の長寿命化を図るために計画的な施設整備を行い、経済的かつ効率的なごみ行政を推進する。また、可燃物焼却施設等の更新について、広域化を含めて検討する。
災害廃棄物等に係る連絡体制の構築	社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。
災害ボランティア活動の環境整備	地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

6-3 幹線道路の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

施策タイトル	推進方針
液状化対策に係る普及啓発の実施	液状化危険度マップの周知、自宅周辺の過去の土地利用の経過などを進め、一般住宅の液状化対策工法の周知など被害が想定される区域の建築については、安全上有効と考えられる対策を講ずるよう指導する。
インフラ施設の液状化対策の実施	基幹交通網の耐震化の推進、堤防及びライフライン施設の液状化対策を実施する。

道路啓開訓練の実施による災害対応力の向上	国、県、県警察、消防、電線管理者等関係機関と連携の上、道路啓開訓練を実施し、災害時における実効性の向上に努める。
道路の応急復旧のための体制・資機材の整備	道路管理者は、施設・設備の被害情報の把握・応急復旧のために必要な体制、資機材の整備を進める。また、応急復旧を円滑に行うため、関係業界団体の保有する労働力、資機材等をあらかじめ把握する。
橋梁の計画的な修繕	橋梁長寿命化修繕計画に基づき橋梁の修繕を行い、通行の安全確保に取り組む。

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

施策タイトル	推進方針
地籍調査事業の推進	公共施設及び災害リスクのある地区を中心に地籍調査事業を推進する。
市営住宅の長寿命化の推進	市営住宅長寿命化計画に基づき、良質な住宅ストックの維持や修繕を実施し、長期活用に向けた事業を推進する。
工場跡地等の情報収集の実施	新たな工場用地の整備を進める。また、民間が所有する工場跡地等の情報収集に努める。
未利用地の有効活用の促進	市街地北部の「南北都市軸」（市道天徳・本郷線）沿道の準工業地域に指定されているエリアは、アクセス利便性を活かした工業地として位置づけ、工業系土地利用の集積を進め、未利用地の有効活用を図る。
空き店舗等の利活用の促進	中心市街地における空き店舗等の活用を促進し活性化を図るため、中心市街地に空き店舗等を所有し、空き店舗等を活用して事業を行う事業者に対し、空き店舗等を賃貸する方に対して、奨励金を交付する。
空き家や空き地の利活用の促進	「瑞浪市空き家・空き地バンク」など空き家や空き地の効率的な利活用を行い、居住の誘導を図る。

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

施策タイトル	推進方針
文化財施設等における災害予防の促進	文化財施設等については、建造物等の消火栓・消火器等の設置状況及び火気の使用状況等を巡視等により確認し、災害予防に努める。
指定文化財等の防火管理・防火知識の習得	指定文化財等の所有者または管理者には、火災予防の徹底を期すため、毎年、文化財の防火に関する講習会等に参加するよう促すことで防火管理・防火知識の習得を図る。また、定期的に防火訓練を開催するよう促すことで防火体制の充実・強化を図る。
文化財の適切な維持管理と広報の実施	文化財の調査・保存に努めるとともに、適切な維持管理と広報に努める。

<p>文化財保護意識の高揚 や郷土愛の醸成</p>	<p>郷土の文化財や自然・歴史・文化等にふれる機会を設け、文化財保護意識の高揚や郷土愛の醸成を図る。</p>
<p>地区ごとの特色に合わせた文化財保護の取組</p>	<p>中山道大湫宿については、景観づくりに積極的に取り組みたい地区として、景観計画重点区域指定に向けた取組を引き続き行う。また、地区ごとに点在する豊かな自然や歴史・文化（鬼岩公園、化石産地など）は、積極的な保護に努める。</p>

第6章 計画の推進

1 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に瑞浪市の強靱化を進めるには、施策の重点化を図る必要があります。

国では、国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議において、国土強靱化地域計画に基づき地方公共団体等が実施する補助金・交付金事業に対して、予算の「重点化」、「要件化」、「見える化」をすることにより、地域の国土強靱化の取組を一層促進する方針を打ち出しています。また、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）において、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めていくことが重要であり、5か年加速化対策後の国土強靱化の着実な推進に向け、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律」に基づき、必要な検討を行うよう求められています。

本計画においては、「効果の大きさ」「緊急度・切迫度」「施策の進捗状況」「平時の活用」「国全体の強靱化に対する貢献」を総合的に勘案して重点施策を選定し、今後の予算編成や国への施策提案に反映していくものとします。

なお、重点化施策項目については、施策の進捗状況等を踏まえ、毎年度、アクションプランの進捗管理（PDCA）を行う際に、見直しを図るものとします。

【重点化の視点】

効果の大きさ	災害リスクを回避する上で、どの程度の影響・効果があるか
緊急度・切迫度	災害リスクに照らし、どの程度の緊急性・切迫性があるか
施策の進捗状況	全国水準や指標目標に照らし、どの程度進捗しているか
平時の活用	災害時のみならず、平時においてどの程度活用できるか
国全体の強靱化に対する貢献	国全体の強靱化にどの程度貢献するか

2 計画の進捗管理と見直し

本市では、本計画の策定のために、市長を本部長とする「瑞浪市国土強靱化推進本部」を設置し、作業を進めてきました。また、本計画を通じた地域の強靱化の推進のための具体的な進め方を「瑞浪市国土強靱化地域計画アクションプラン」として取りまとめました（別冊参照）。今後、地域の強靱化の確実な推進に向け、「瑞浪市国土強靱化推進本部」は、「瑞浪市国土強靱化地域計画アクションプラン」を通じて、毎年度、進捗管理（PDCA）を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

【別紙 1・2】脆弱性評価結果及び推進方針について

【脆弱性評価結果】

【別紙 1】「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果・・・42

- 別紙 1 の表中の施策分野の項目は、本文第 4 章で設定した施策分野（P21 参照）となります。「起きてはならない最悪の事態」ごとに、対応する施策分野番号が記載されています。施策分野番号は下記の通りです。

個①	個別施策分野①	人・未来を育むまちづくり
個②	個別施策分野②	魅力あふれるまちづくり～都市・住宅・情報通信～
個③	個別施策分野③	生涯活躍のまちづくり～保健医療・福祉～
個④	個別施策分野④	活みなぎるまちづくり～産業～
個⑤	個別施策分野⑤	持続可能なまちづくり～国土保全・環境・交通・行政機能～
横①	横断的分野①	リスクコミュニケーション
横②	横断的分野②	官民連携
横③	横断的分野③	老朽化対策
横④	横断的分野④	デジタル活用

【推進方針】

【別紙 2】施策分野ごとの推進方針・・・62

- 「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針は、本文第 5 章に記載
- 別紙 2 の表中では「起きてはならない最悪の事態」について、「リスクシナリオ」と記載

(別紙1) 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

(1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

施策タイトル	脆弱性評価	施策分野
総合的な防災・減災対策の推進	まちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る必要がある。	個② 個⑤
都市基盤施設の整備	避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点として利用することを想定した幹線道路、都市公園、河川等、骨格的な都市基盤施設の整備を図る必要がある。	個② 個⑤
瑞浪駅周辺の再開発の推進	瑞浪駅南地区の商店や居住機能を備えた再開発ビルの整備や、駅前広場の拡張、歩行者空間の改良を行う必要がある。また、瑞浪駅北地区に、老朽化した公共施設を統合した複合公共施設の整備を行う必要がある。	個② 横③
避難地の保全・整備	市街地内の公園、緑地等を災害時における避難地として保全・整備する必要がある。	個② 個⑤
防災能力の高い建築物への誘導	建築物の耐震改修の促進に関する法律等に基づく構造・設備、防火対象物の位置・消防用設備等の規制により、防災能力の高い建築物への誘導を図る必要がある。	個② 個⑤
公共建築物の改修または改築	老朽度の著しい公共建築物は、改修または改築を行う必要がある。	個② 個⑤
公共建築物の定期点検及び臨時点検の実施	公共建築物の定期点検及び臨時点検を実施するとともに、破損箇所等は補修・補強し、災害の事前防止に努める必要がある。また、公共施設等総合管理計画に基づいた計画的な維持修繕を行う必要がある。	個② 個⑤ 横③
広域化・複合化等を視野に入れた施設の管理・更新	老朽化する施設の維持管理については、適切に管理し、更新にあたっては広域化・複合化等を視野に入れ、検討する必要がある。	個② 個⑤ 横③

木造住宅の耐震化に関する支援	関係機関と連携し、一般建築物の耐震性強化についての指導や啓発を推進し、特に大地震時に倒壊のおそれのある木造住宅及び瑞浪市耐震改修促進計画で定める特定建築物の耐震診断・耐震改修については、重点的にこれを推進する必要がある。	個② 個⑤ 横③
適正な管理が行われていない空家等の対策	適正な管理が行われていない空家等に対して、所有者等への適正な管理を促す必要がある。なお、倒壊等の危険性がある空家等については、除却を促す必要がある。	個② 個⑤ 横③
耐震基準を満たさない市営住宅等への措置	耐震基準を満たさない市営住宅の入居者に対して住み替えを推進し、用途廃止及び解体撤去を推進する必要がある。	個② 個⑤ 横③
危険なブロック塀等の撤去の促進	地震時におけるブロック塀等の倒壊による被害や、避難の際の通行の安全を確保するため、危険なブロック塀等の撤去の促進を図る必要がある。	個② 個⑤ 横③

1-2 集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

施策タイトル	脆弱性評価	施策分野
流域治水の促進	河川流域の都市化の進展あるいは、気候変動や集中豪雨による洪水・内水に対処するため、流域のあらゆる関係者が協働して、流域全体で被害を軽減する「流域治水」を促進する必要がある。	個② 個⑤
河川の災害危険性の一層の低減	今後も河川や排水路の改良・改修・整備、雨水の流出抑制対策、水防体制の充実・強化に努め、河川の災害危険性の一層の低減を図る必要がある。	個⑤
洪水ハザードマップ等の作成と周知	各地域別に浸水想定区域、水害の危険性が高い地区の情報のほか、水害の発生に備え、想定される最大規模の降雨を対象とした洪水ハザードマップ及び災害対策マニュアル等を分かりやすく作成する必要がある。作成したハザードマップ等は、市民等に配布し周知を図る必要がある。	個⑤ 横①
ため池ハザードマップの作成と周知	決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知を図る必要がある。	個⑤ 横①
タイムライン（防災行動計画）の策定	台風及び豪雨それぞれを対象としたタイムラインを策定することで、事前に水害における防災対応を明確にする必要がある。	個⑤ 横①

多様な関係者による密接な連携体制の構築	水災については、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者に加え、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する必要がある。	個⑤
水害リスク情報の周知	洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供を受けつつ、過去の浸水実績を把握したときは、これを水害リスク情報として、住民、滞在者、その他の者への周知を図る必要がある。	個⑤ 横①
河川カメラ設置等ハード対策の実施	市街地内および周辺の河川についても引き続き改修を推進していくとともに、河川カメラ設置等のハード対策も実施する必要がある。	個⑤

1-3 大規模土砂災害による住宅地等の壊滅や甚大な人的被害の発生

施策タイトル	脆弱性評価	施策分野
治山事業に関する県への要請	山地災害危険地区における災害の防止・軽減を図る治山事業と、人家の裏山や、道路や耕地に被害を及ぼす山林の予防事業を併せて県に要請する必要がある。	個⑤
土砂災害ハザードマップ等の作成と周知	各地域別に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域や指定緊急避難場所、避難経路などを記載した土砂災害ハザードマップ及び災害対策マニュアル等を分かりやすく作成する必要がある。作成したハザードマップ等は、市民等に配布し周知を図る必要がある。	個⑤ 横①
林床の裸地化防止策の推進	災害に強い市域を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施策を推進する必要がある。	個⑤
土砂の流出防止策の推進	集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する必要がある。	個⑤
特定地域における市街化の抑制	土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定により、無秩序な宅地開発等を抑制するとともに、特に、土岐川、小里川、日吉川等の主要河川及びその支流の周辺地域や市北部から東部にかけての丘陵地、南部の丘陵地等で「急傾斜地崩壊危険区域」、「砂防指定地」、「地すべり防止区域」、「土砂災害特別警戒区域」等に指定されている区域については、災害を未然に防止する観点から市街化を抑制する必要がある。	個② 個⑤

大規模盛土造成地の安全対策	大規模盛土造成地における地震時の被害軽減を図るため、スクリーニング調査（地盤調査、安定計算等）を実施し、その対策について検討する必要がある。	個⑤
台風及び豪雨それぞれを対象としたタイムラインの策定	台風及び豪雨それぞれを対象としたタイムラインを策定することで、事前に土砂災害における防災対応を明確にする必要がある。	個⑤ 横①
土砂災害危険箇所等の定期点検の実施	県及び地域住民と連携した土砂災害危険箇所等の定期点検を実施する必要がある。	個⑤ 横②
地域における防災訓練等の奨励・指導	住民が自らの地域のリスクに向き合い、被害を軽減する取組を行うよう推進するとともに、地域ごとに、ハザードマップを利用した災害図上訓練や、避難訓練などを含めた防災訓練等を奨励、指導することにより、適切な避難や防災活動を支援する必要がある。また、訓練にあたっては、危機管理室、消防本部、みずなみ防災会が連携し、地域の要望や実情に即した内容で実施する必要がある。	個① 横① 横②
総合防災訓練の実施	防災関係機関や市民等と協力し、特に大規模地震の発生や土砂災害等を想定した総合防災訓練を実施する必要がある。	個① 横① 横②

1-4 亜炭鉱廃坑跡の大規模陥没による市街地崩壊に伴う死傷者の発生

施策タイトル	脆弱性評価	施策分野
亜炭鉱の危険箇所の把握	亜炭鉱陥没による被害を防止するため、岐阜県や関係機関（充填協会等）、専門家と連携し、鉱区を把握する必要がある。	個⑤ 横②
亜炭鉱の対策工事の実施	亜炭鉱廃坑の把握方法（ボーリング調査、探査方法等）、充填方法（工法等）や費用について研究が必要である。また、亜炭鉱廃坑の陥没箇所については充填工事が必要である。	個⑤

1-5 避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による人的被害の発生

施策タイトル	脆弱性評価	施策分野
大地震に対する備え等啓発の実施	大地震に対する備えを充実させるため、防災講演会・研修会・説明会・起震車・ビデオ・SNS等を活用して防災教育を推進するとともに、家庭での地震発生時の行動や発生前の備え等について啓発を実施する必要がある。	個① 横①
正しい災害知識の普及や減災意識の向上	自治会、自主防災組織、団体等を対象とした小規模単位の防災訓練や避難計画の策定等を進め、災害に対する正しい知識の普及・啓発、防災・減災意識の向上を図る必要がある。	個① 横① 横②

SNS の活用による防災の普及・啓発	市公式 LINE など SNS を活用した避難情報等のプッシュ配信、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に取り組む必要がある。	個① 横① 横④
自主防災組織の活性化の推進	自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図る必要がある。	個① 横①
地区防災計画の作成の促進	災害対策を地区の特性を踏まえた市民に身近なものとするため、自主防災組織や市民自らによる「地区防災計画」の作成や、当該地区における自発的な防災活動を促進する必要がある。	個① 横①
避難の「声かけ訓練」実施の促進	機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施する必要がある。	個① 個⑤
地域における要配慮者支援体制の確立	あらかじめ自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員並びに社会福祉協議会等と連携し、要配慮者に関する情報共有、個別避難計画の策定等に努める必要がある。	個③ 横②
多言語による災害情報等の提供	災害に対する知識が乏しく、地理に不案内で、日本語の理解も十分でない外国人については、平常時から多様な言語や手段・経路を通じての基礎的防災情報広報紙、防災マップ等の提供を行い、防災知識の普及を図る必要がある。また、インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など多種多様な手段を用い、「やさしい日本語」や多言語での災害情報等の提供にも努める必要がある。	個⑤ 横①
情報発信・情報伝達手段の強化	防災行政無線、防災ラジオなど情報発信・情報伝達手段を強化し、迅速かつ正確な情報を市民に提供できる体制を構築する必要がある。また、絆メール、市公式 LINE 等の周知活動を実施し、登録者数の拡大を図る必要がある。	個② 横④

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 消防等の被災等による救助、救急活動等の遅れ及び重大な不足

施策タイトル	脆弱性評価	施策分野
ヘリポート整備等の支援基盤の確保	迅速かつ効率的な搜索を支援するため、ヘリポート整備等の支援基盤を確保する必要がある。	個⑤
必要な機械・資機材の整備促進	救助工作車、救急車等の車両、及び災害時の活動に必要な救急救助用資機材等、必要な機械・資機材の整備を促進する必要がある。	個⑤
各種資機材の計画的な更新と装備の強化	地域防災の要である消防団の組織力向上のため、消防団の拠点施設をはじめ消防車両・小型動力ポンプ等各種資機材の計画的な更新と装備の強化を図る必要がある。	個⑤
さらなる消防の広域連携の推進	大規模化、複雑多様化する災害における初動体制の強化と現場活動要員の増強、高度化及び専門化する各種業務に適切に対応するため、消防通信指令業務の共同運用を契機に東濃地域消防機能広域化事業の拡大に取り組むなど、さらなる消防の広域連携を推進する必要がある。	個⑤
防災関係機関等との連携強化	瑞浪災害救援ボランティア、みずなみ防災会、自主防災組織や消防団をはじめとする防災関係機関等との連携強化等に取り組む必要がある。	個① 個⑤ 横②
充実した消防団体制の構築	消防団員を確保するため、市民等の理解・協力を得て入団促進と処遇改善をする必要がある。	個① 個⑤ 横②
応急手当普及のための講習の実施	救急現場に居合わせた人（バイスタンダー）による応急手当が救命率に大きく寄与することから、各種救命講習会を開催し、応急手当の普及啓発を推進する必要がある。	個①

2-2 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災

施策タイトル	脆弱性評価	施策分野
応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄の充実	瑞浪市及び日本赤十字社岐阜県支部は、災害に伴う負傷者が多人数となる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める必要がある。	個⑤
災害発生時における救急医療体制の整備	広域医療搬送拠点重症者を後方の広域医療施設に搬送するための拠点施設として使用できる施設を抽出する等、災害発生時の救急医療体制の整備をする必要がある。	個③ 個⑤
新病院の建設の促進	東濃厚生病院と土岐市立総合病院を統合した新病院を建設し、医療提供体制の整備・充実を図る必要がある。	個③ 横②

医師会等との連携による救急医療体制、災害医療体制の充実	医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連携を深め、救急医療体制、災害医療体制の充実を図る必要がある。	個③ 横②
迅速な救命処置と救急車の適正利用の啓発	ドクターヘリコプター等との連携によって、医師による迅速な救命処置が受けられるなど、傷病者の状態に即した救急活動を継続実施するとともに、救急車の適正利用を啓発する必要がある。	個③
救急隊員による応急処置等の質の向上と救急業務の高度化	救急救命士を含む救急隊員に対して、恒常的な教育訓練による応急処置等の質を向上させるとともに、救急救命士の処置範囲の拡大を図るなど、救急業務の高度化に対応する必要がある。	個①
地域包括ケアシステムの更なる推進	地域包括支援センターをはじめとする関係機関等と連携し、地域包括ケアシステムの更なる推進を図る必要がある。	個③ 横②
地域での助け合い意識の向上	福祉に対する意識づくりを進めるため、地域福祉に関する積極的な情報発信と福祉教育の充実を図り、地域での助け合いの意識を向上する必要がある。	個① 個③
介護者等人材の確保とボランティア活用	避難所における介護者等を十分に確保し、要配慮者を支援するため、平常時より、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、ヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等との広域的なネットワークづくりを進める必要がある。また、ボランティアが能力を存分に発揮し、効率的に活動できるよう、支援策を充実させる必要がある。	個① 個③ 横①
要配慮者に対する防災知識の普及・啓発	要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、要配慮者に適した防災知識の普及・啓発を行う必要がある。	個③ 横①

2-3 劣悪な避難生活環境や感染症の発生、不十分な健康管理がもたらす多数の被災者の健康、心理状態の悪化による死者の発生

施策タイトル	脆弱性評価	施策分野
公共施設の新設・改修における安全性の向上	公共施設の新設・改修にあたっては、災害の危険性の低い場所への立地を誘導する等、災害に対する安全性の向上に取り組む必要がある。	個②
民間施設等との災害時応援協定の締結	指定避難所が使用不能となった場合や、感染症拡大防止の観点による避難所不足に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設について、災害時応援協定を締結し、災害時における一時的な避難場所として確保する必要がある。	個⑤ 横②

「道の駅」の整備の推進	地域活性化に向けた新たな拠点として、国道19号瑞浪恵那道路に道の駅を整備する必要がある。また、道の駅に避難所としての機能を整備する必要がある。	個② 個⑤
防災拠点施設や避難所の機能向上	防災倉庫を整備・管理するとともに、災害等における課題を踏まえた防災備蓄品を充実させることにより、防災拠点施設や避難所の機能向上を図る必要がある。	個⑤
避難の長期化を想定した設備や資機材の整備と備蓄場所の確保	避難所に指定された建物については、避難が長期化する場合も想定し、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備や資機材の整備に努めるとともに、あらかじめ備蓄場所を確保する必要がある。	個⑤
災害時要援護者に配慮した施設・設備の整備	避難誘導するための設備の導入・普及や、指定避難所・指定緊急避難場所や避難路等の防災施設を整備する際には、要配慮者の災害対応能力を考慮し、災害時要援護者が利用しやすい施設・設備の整備を行う必要がある。	個③
避難所の良好な生活環境の継続的な確保	指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定める必要がある。また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、専門家等との定期的な情報交換をする必要がある。	個⑤ 横②
災害用トイレの確保	災害時における避難所のトイレの確保・管理を、水・食料等の支援とともに「ライフライン」と同様に被災者の命を支えるサービスの一つとして認識し、適切な対応に努める必要がある。また、仮設トイレの供給に関し、民間企業との協定に基づく仮設トイレの確保や、必要に応じて、県に対し仮設トイレの調達について支援を要請する必要がある。	個⑤ 横②
指定避難所における感染症対策の強化	感染症対策のため、平常時から指定避難所におけるパーティションの設置方法やレイアウト、動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、必要な措置を講じる必要がある。	個⑤
避難所ごとの運営マニュアルの策定と更新	自主防災組織や施設管理者と協議を行い、避難所ごとに、事前に「避難所運営マニュアル」を策定する必要がある。マニュアルの策定にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討し、感染症への対応をまとめたマニュアルについて別途作成し、適宜更新する必要がある。	個③ 個⑤ 横②
多様な避難形態の発生を踏まえた情報体制の構築	感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制を構築する必要がある。	個⑤

感染症対策に配慮した訓練の実施	感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施する必要がある。	個① 個③ 横①
「暴力は許されない」意識の普及と徹底	防災知識の普及にあたっては、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る必要がある。	横①

2-4 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

施策タイトル	脆弱性評価	施策分野
防災備蓄計画策定の推進と必要物資等の確保・供給	物資の調達・輸送が平時のように実施できないという認識に立って防災備蓄計画の策定を進め、災害が発生した場合に緊急に必要な食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具を含める等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等を確保・供給する必要がある。	個⑤
速やかな物資支援のための事前準備	大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ指定する物資の輸送拠点及び協定に基づく輸送拠点を速やかに開設できるよう物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手段を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備をする必要がある。	個⑤ 横②
緊急輸送道路の指定と周知	本庁、コミュニティーセンター、避難所、ヘリポート等の連絡及び県が指定する緊急輸送道路とのネットワークを構築する上で不可欠な市内の道路を緊急輸送道路に指定するとともに、災害発生後の第1警戒路線として関係機関に周知し、要員・物資等の円滑な輸送を図る必要がある。	個⑤
緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化	緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化について、緊急輸送の障害の可能性が高い建築物等に対して指導や啓発を推進する必要がある。	個⑤
緊急物資輸送の実施体制の整備	県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備する必要がある。	個⑤ 横②
災害発生時における人的・物的支援等の体制強化	地方公共団体や民間事業者、関係機関との間で災害時応援協定を締結し、災害発生時における人的・物的支援等の体制強化を図る必要がある。	個⑤ 横②

2-5 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

施策タイトル	脆弱性評価	施策分野
孤立予想地域の実態把握とデータベース化	災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握するとともに、周辺道路を含めた地図を付してデータベース化する必要がある。	個⑤
情報伝達が断絶しない通信手段の確保	市民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立を図る必要がある。	個②
ドローンを活用した災害対策の推進	災害時の孤立集落の情報収集及び支援物資の輸送のため、ドローンを活用する必要がある。また、ドローンの運用については民間企業と連携する必要がある。	個② 横② 横④
災害に強い道路網の整備の推進	孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する必要がある。	個⑤
公民館等の施設整備の推進	孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設整備を推進する必要がある。	個⑤
孤立する観光客等にも配慮した食料品等の備蓄	孤立地域内での生活が維持できるよう、地域完結型の備蓄を心がけるよう努める必要がある。また、自助・共助の考えのもと、各自の食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する必要がある。	個⑤

(3) 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 庁舎及び関係施設の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

施策タイトル	脆弱性評価	施策分野
防災拠点施設の災害対策機能の強化	防災拠点となる庁舎、消防署、避難所となる学校施設などの大規模改修や建替えの際には、地域防災計画を踏まえ、耐震性に加え、発電設備や給水設備などの災害対策機能の強化を考慮する必要がある。	個② 個⑤
災害応急活動の中核拠点の整備	応急対策活動の拠点となる防災上重要な公共施設市役所庁舎、総合消防防災センター、小中学校、公民館、福祉施設等について、耐震診断調査等を実施し、その結果に基づいて施設の防災能力の向上を図る必要がある。	個⑤
災害対策本部代替施設の整備	災害対策本部設置予定場所である市役所庁舎が被災し、防災無線等の通信機能が十分に機能しなくなった場合に備え、防災対策を迅速かつ効果的に実施するためのサブ施設の整備を行う必要がある。	個⑤
自家発電設備等の整備等による本部機能の充実・強化	自家発電設備等の整備等により、十分な期間、災害対策本部の機能を維持するとともに、災害情報を一元的に把握・共有することのできる体制を整備することで本部機能の充実・強化に努める必要がある。	個⑤
職員の非常参集体制の整備	非常参集体制の整備においては、職員の徒歩による参集時間を把握するとともに、参集ルートの事前確認の実施に努めるなど、職員の安全の確保に十分に配慮し、より迅速な体制の整備を推進する必要がある。	個⑤
応急活動マニュアルの作成や定期的な訓練の実施	市、防災関係機関、事業者等は、発生が想定される災害の特性や、それぞれの組織の実情を踏まえ、必要に応じて応急活動マニュアルを作成して職員に周知するとともに、定期的な訓練を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員・機関等との連携等について徹底を図る必要がある。	個⑤ 横①
防災関係機関及び民間事業者との連携・協力体制の構築	防災関係機関、民間事業者、業界団体等が保有する防災力を活用し、大規模災害時においても迅速かつ効果的な災害応急対策が実施できるよう、応急・復旧活動、資機材の調達等に関する相互応援協定を互いに締結する等、平常時より関係機関同士の連携強化と応援体制の多重的整備に努めるとともに、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する必要がある。	個⑤ 横②

デジタル技術を活用した防災対策の推進	市及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る必要がある。デジタル化にあたっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。	個② 横④
業務継続計画の策定と運用による対応力の強化	災害時における応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、あらかじめ業務継続計画を策定し、必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要がある。	個⑤

3-2 幼稚園・保育園、小中学校施設等の被災による教育・保育機能の低下

施策タイトル	脆弱性評価	施策分野
学校における防災教育の充実	学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図る必要がある。特に水害、土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育を実施する必要がある。	個① 横①
避難訓練計画と部門別避難訓練の実施	小中学校、幼稚園、社会福祉施設においては、避難訓練計画を立案し、それに基づいて初期消火訓練、避難訓練、地震対策訓練等を実施する必要がある。	個① 横①
学校等における防災対策	学校、その他文教施設の経営者管理者は、施設の点検・調査を定期的実施して危険箇所や避難施設等の不備の早期発見に努め、その補修・補強・整備を行う必要がある。	個⑤
防災に関する計画やマニュアル等の見直しや改善	学校等において、外部の専門家や保護者等との協力のもと、あらかじめ防災に関する計画やマニュアル、災害時における保護者への児童・生徒等の引渡しのルール等の見直しや改善が行われるよう促す必要がある。	個⑤ 横①

(4) 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響

施策タイトル	脆弱性評価	施策分野
企業等による事業継続計画の策定	市や商工団体等は、市内の企業・事業所等の防災意識の向上を図る一方で、企業等が事業継続計画を策定し、災害時に中核となる事業の継続・早期再建ができるよう、その支援と環境整備に取り組む必要がある。	個④ 横②
物価の安定化	災害発生に伴って物価が高騰した場合や高騰が予想される場合、市は、速やかに商工会議所等関係団体と協力して、物価の安定を図る必要がある。	個④ 横②
迅速な初動防疫の実施	県と連携し、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、口蹄疫に対して迅速な初動防疫が実施できるように、危機管理体制を強化する必要がある。	個④ 個⑤
地場産業、商店街の復興支援	市は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるよう経済復興対策を講ずる必要がある。	個④
農林業・畜産業の活性化支援	農林業・畜産業を支援し、農家の育成、新製品の開発、地元農産物の特産品化、6次産業化など農林業・畜産業の活性化を図る必要がある。	個④
生産農家の施設設備増強等の支援	農地の集積・集約化、農業用施設等の長寿命化を図るなど、生産農家の施設設備の増強等を支援し、生産性の向上及び作業の効率化を推進する必要がある。	個④
畜産農家の経営の安定化	県、県畜産協会と連携し、畜産コンサルティング等を実施し、畜産農家の経営の安定を図る必要がある。また、養豚経営においては「瑞浪ポーノポーク」のブランド化により更なる経営の安定を図る必要がある。	個④ 横②

4-2 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

施策タイトル	脆弱性評価	施策分野
遊休農地の解消にかかる取組の支援	農地の持つ多面的機能を維持するため、農業委員会と連携して遊休農地の解消にかかる取組を支援するほか、地域の担い手に農地を集積し、経営規模の拡大を支援するとともに、新規就農者の育成や集落営農組織の設立支援を行うなど、担い手の育成を推進し、遊休農地を削減する必要がある。	個④

優良農地の保全と農業の振興	基盤整備された農業振興地域における農用地区域をはじめとする優良農地は将来的にも保全に努めるとともに、地域資源として有効活用し、農業の振興を図る必要がある。	個④
狭小・不整形な農地への支援	狭小・不整形な農地については、今後、遊休農地となる可能性があるため、水稻として集積困難な農地を高収益作物の栽培圃場として活用できるよう支援する必要がある。	個④
農業用ため池の整備	ため池整備事業を活用した農業用ため池の整備を行うとともに、災害防止のため、利用しなくなったため池の廃止を行う必要がある。	個④ 個⑤
ため池堤体及びその他施設の新設、改修	農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）等の築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流下等による決壊漏水等に伴う人家等への災害を未然に防止するため、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を防災重点農業用ため池等緊急度の高いものから順次実施する必要がある。	個④ 個⑤
農業の経営規模の拡大と担い手の育成	地域の担い手に農地を集積し、経営規模の拡大を支援するとともに、新規就農者の育成や集落営農組織の設立支援を行うなど、担い手の育成を図る必要がある。	個① 個④
農地を次世代に継承するための保全活動	地域、集落が主体となり、農地の持つ多面的機能を維持し、次世代に継承するための保全活動を行う必要がある。	個④ 個⑤
間伐等による森林整備の推進	森林環境譲与税及び清流の国ぎふ森林・環境基盤事業を活用することで、間伐等による森林整備を推進する必要がある。	個④ 個⑤
林道等施設の機能維持	森林整備に不可欠な林道等の施設の機能を維持する必要がある。	個④ 個⑤

(5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、避難行動や救助・支援が遅れる事態

施策タイトル	脆弱性評価	施策分野
防災相互通信用無線局の整備	県や防災関係機関と緊密に連携し、災害現地で迅速かつ的確に対策を推進するため、防災相互通信用無線局の整備を行う必要がある。	個⑤
情報発信・情報伝達手段の強化	防災行政無線、防災ラジオなど情報発信・情報伝達手段を強化し、迅速かつ正確な情報を市民に提供できる体制を構築する必要がある。また、絆メール、市公式LINE等の周知活動を実施し、登録者数の拡大を図る必要がある。	個② 横④
情報通信手段の多重化・多様化	情報通信手段の多重化・多様化を図るため、防災行政無線、防災ラジオ、デジタルMCA移動無線、絆メール、市公式LINE等を活用する必要がある。また、デジタルMCA移動無線の更新に伴い、新たな機能を有する移動系無線の配備を検討する必要がある。さらに、必要に応じ、アマチュア無線やタクシー無線、インターネット等を活用する必要がある。	個② 横④
画像情報の収集・連絡システムの整備	機動的な情報収集活動を行うため、車両、小型無人機（ドローン）等の使用や、必要に応じてヘリコプターの出動を要請するなど、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する必要がある。	個② 横④
デジタル方式の通信システムの整備	災害時における市と各地域との通信を強化するため、デジタル方式のシステムを整備する必要がある。	個② 横④
最新の情報通信関連技術の導入	被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術を導入する必要がある。	個② 横④
防災ラジオの全戸への無償貸与	電波障害に強いポケベル周波数帯の電波を活用した防災ラジオを全戸に無償貸与し、防災情報伝達体制を強化する必要がある。	横①

5-2 ライフライン（電力、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能の停止

施策タイトル	脆弱性評価	施策分野
ライフライン施設の機能維持に向けた対策の実施	電気施設、鉄道施設、電話通信施設については、中部電力パワーグリッド株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、関係事業者等が施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の機能維持に向け、応急資機材や要員の確保等、必要な対策を実施する必要がある。	個⑤ 横②
ライフライン関係機関や民間事業者との連携	燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携を図る必要がある。	個⑤ 横②
代替電源の確保と燃料供給体制の構築	市及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において、非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや、燃料供給体制を構築する必要がある。	個⑤ 横②
再生可能エネルギー導入可能性の検討	市民ニーズの多様化に対応した施設として、多機能化及び複合化を推進し、防災機能の向上及び環境負荷低減の取組として再生可能エネルギーの導入を検討する必要がある。	個⑤
太陽光発電等の自家消費の促進	地球温暖化や災害対策のため、太陽光発電等の普及啓発と自家消費を促進するとともに、家庭用蓄電システム等の設置費の一部を補助する必要がある。	個⑤
新エネルギーシステムの普及促進	停電時における電力確保に有効な太陽光発電設備、蓄電池等の新エネルギーシステムの普及促進を図る必要がある。	個⑤
上下水道施設の耐震性向上と危機管理体制の構築	水道施設や下水道施設の耐震性の向上に努めるとともに、応急供給体制の確保バックアップ体制等や応急復旧体制、広域応援体制等の確保を図る必要がある。また、危機管理体制を強化し、災害用資機材の整備・拡充を図る必要がある。	個⑤
上下水道施設に係る老朽化施設の長寿命化と更新の実施	既存の上下水道施設については、老朽化施設の長寿命化や更新のみならず、人口減少を踏まえた統廃合や合理化についての検討を進める必要がある。	個⑤ 横③
重要供水施設における水道管の優先的な耐震化	地震等の災害時において優先して給水すべき重要給水施設（病院、指定避難所、行政機関等）への水道管の耐震化を優先的に行い、震災時の飲料水確保を図る必要がある。また、漏水調査の新技术について研究・採用する必要がある。	個⑤
水道施設の多重化	上下水道等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性を確保する必要がある。	個⑤

5-3 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

施策タイトル	脆弱性評価	施策分野
道路ネットワークの計画的な整備と災害予防	道路管理者は、道路防災対策事業等を通じて安全性・信頼性の高い道路ネットワークの計画的かつ総合的な整備に努めるとともに、道路災害予防に必要な施設の整備を進める必要がある。	個⑤
主要幹線道路の整備推進	瑞浪恵那道路や東濃西部都市間連絡道路など、主要幹線道路の整備を促進するとともに、市内の幹線道路及び補助幹線道路の整備推進を図る必要がある。	個⑤
生活道路の維持・保全	市民の安全・安心の確保のための生活道路の維持・保全に努めるとともに、地域の関係者と連携し、道路網整備を推進する必要がある。	個⑤ 横②
交通分野におけるDXの活用	交通分野におけるDXを念頭に置きながら、地域のあらゆる交通手段を最大限に活用した、利用者ニーズに応じた公共交通体系の整備に、計画的に取り組む必要がある。	個⑤ 横④

(6) 地域社会、経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

施策タイトル	脆弱性評価	施策分野
地域活動を担う人材や団体の育成	持続可能な地域づくりを実現するため、地域活動を担う人材や団体の育成を行うとともに、市民がまちづくりへ参加できる環境を整備する必要がある。	個①
域学連携推進における地域の活性化活動の支援	大学生や高校生など若者が地域の現場に入り、地域住民やまちづくり推進組織とともに、地域の課題解消や新たなまちの魅力の創出に取り組み、地域の活性化に資する活動を支援する必要がある。	個① 横②
ボランティア活動体制の整備	社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置・運営、災害ボランティアの受入体制について、積極的に参画するとともに、ボランティアの安全確保対策や被災者ニーズ等の情報提供方法等についても検討を進め、中間支援組織等の関係団体とともに災害時においてボランティアを効果的に活用できる体制づくりに努める必要がある。	個③ 横②
ボランティアコーディネーターの育成	災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターの育成に努める必要がある。	個① 横①

6-2 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興の大幅な遅れ

施策タイトル	脆弱性評価	施策分野
廃棄物処理施設の長寿命化と広域化を含めた更新の検討	廃棄物処理施設の長寿命化を図るために計画的な施設整備を行い、経済的かつ効率的なごみ行政を推進する必要がある。また、可燃物焼却施設等の更新について、広域化を含めて検討する必要がある。	個⑤
災害廃棄物等に係る連絡体制の構築	社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する必要がある。	個⑤ 横②
災害ボランティア活動の環境整備	地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める必要がある。	個⑤ 横②

6-3 幹線道路の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

施策タイトル	脆弱性評価	施策分野
液状化対策に係る普及啓発の実施	液状化危険度マップの周知、自宅周辺の過去の土地利用の経過などを進め、一般住宅の液状化対策工法の周知など被害が想定される区域の建築については、安全上有効と考えられる対策を講ずるよう指導する必要がある。	個② 個⑤
インフラ施設の液状化対策の実施	基幹交通網の耐震化の推進、堤防及びライフライン施設の液状化対策を実施する必要がある。	個⑤
道路啓開訓練の実施による災害対応力の向上	国、県、県警察、消防、電線管理者等関係機関と連携の上、道路啓開訓練を実施し、災害時における実効性の向上に努める必要がある。	個① 横①
道路の応急復旧のための体制・資機材の整備	道路管理者は、施設・設備の被害情報の把握・応急復旧のために必要な体制、資機材の整備を進める必要がある。また、応急復旧を円滑に行うため、関係業界団体の保有する労働力、資機材等をあらかじめ把握する必要がある。	個⑤ 横②
橋梁の計画的な修繕	橋梁長寿命化修繕計画に基づき橋梁の修繕を行い、通行の安全確保に取り組む必要がある。	個⑤

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

施策タイトル	脆弱性評価	施策分野
地籍調査事業の推進	災害復旧を迅速に行うために土地の境界を明確にする地籍調査事業を推進する必要がある。	個② 個⑤
市営住宅の長寿命化の推進	市営住宅長寿命化計画に基づき、良質な住宅ストックの維持や修繕を実施し、長期活用に向けた事業を推進する必要がある。	個② 個⑤
工場跡地等の情報収集の実施	新たな工場用地の整備を進める必要がある。また、民間が所有する工場跡地等の情報収集に努める必要がある。	個② 個⑤
未利用地の有効活用の促進	市街地北部の「南北都市軸」（市道天徳・本郷線）沿道の準工業地域に指定されているエリアは、アクセス利便性を活かした工業地として位置づけ、工業系土地利用の集積を進め、未利用地の有効活用を図る必要がある。	個② 個⑤
空き店舗等の利活用の促進	中心市街地における空き店舗等の活用を促進し活性化を図るため、中心市街地に空き店舗等を所有し、空き店舗等を活用して事業を行う事業者へ空き店舗等を賃貸する方に対して、奨励金を交付する必要がある。	個④ 個⑤
空き家や空き地の利活用の促進	「瑞浪市空き家・空き地バンク」など空き家や空き地の効率的な利活用を行い、居住の誘導を図る必要がある。	個②

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

施策タイトル	脆弱性評価	施策分野
文化財施設等における災害予防の促進	文化財施設等については、建造物等の消火栓・消火器等の設置状況及び火気の使用状況等を巡視等により確認し、災害予防を行う必要がある。	個⑤
指定文化財等の防火管理・防火知識の習得	指定文化財等の所有者または管理者には、火災予防の徹底を期すため、毎年、文化財の防火に関する講習会等に参加するよう促すことで防火管理・防火知識の習得を図る必要がある。また、定期的に防火訓練を開催するよう促すことで防火体制の充実・強化を図る必要がある。	個⑤ 横①
文化財の適切な維持管理と広報の実施	文化財の調査・保存に努めるとともに、適切な維持管理と広報をする必要がある。	個⑤
文化財保護意識の高揚や郷土愛の醸成	郷土の文化財や自然・歴史・文化等にふれる機会を設け、文化財保護意識の高揚や郷土愛の醸成を図る必要がある。	個⑤
地区ごとの特色に合わせた文化財保護の取組	中山道大湫宿については、景観づくりに積極的に取り組むたい地区として、景観計画重点区域指定に向けた取組を引き続き行う必要がある。また、地区ごとに点在する豊かな自然や歴史・文化（鬼岩公園、化石産地など）は、積極的な保護に取り組む必要がある。	個⑤

(別紙 2) 施策分野ごとの推進方針

(1) 個別施策分野

①人・未来を育むまちづくり		
施策タイトル	リスクシナリオ	推進方針
地域における防災訓練等の奨励・指導	1-3	住民が自らの地域のリスクに向き合い、被害を軽減する取組を行うよう推進するとともに、地域ごとに、ハザードマップを利用した災害図上訓練や、避難訓練などを含めた防災訓練等を奨励、指導することにより、適切な避難や防災活動を支援する。また、訓練にあたっては、危機管理室、消防本部、みずなみ防災会が連携し、地域の要望や実情に即した内容で実施する。
総合防災訓練の実施	1-3	防災関係機関や市民等と協力し、特に大規模地震の発生や土砂災害等を想定した総合防災訓練を実施する。
大地震に対する備え等啓発の実施	1-5	大地震に対する備えを充実させるため、防災講演会・研修会・説明会・起震車・ビデオ・SNS 等を活用して防災教育を推進するとともに、家庭での地震発生時の行動や発生前の備え等について啓発を実施する。
正しい災害知識の普及や減災意識の向上	1-5	自治会、自主防災組織、団体等を対象とした小規模単位の防災訓練や避難計画の策定等を進め、災害に対する正しい知識の普及・啓発、防災・減災意識の向上を図る。
SNS の活用による防災の普及・啓発	1-5	市公式 LINE など SNS を活用した避難情報等のプッシュ配信、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努める。
自主防災組織の活性化の推進	1-5	自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図る。
地区防災計画の作成の促進	1-5	災害対策を地区の特性を踏まえた市民に身近なものとするため、自主防災組織や市民自らによる「地区防災計画」の作成や、当該地区における自発的な防災活動を促進する。
避難の「声かけ訓練」実施の促進	1-5	機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努める。
防災関係機関等との連携強化	2-1	瑞浪災害救援ボランティア、みずなみ防災会、自主防災組織や消防団をはじめとする防災関係機関等との連携強化等に取り組む。
充実した消防団体制の構築	2-1	消防団員を確保するため、市民等の理解・協力を得て入団促進と処遇改善に努めるとともに、充実した消防団体制を構築する。
応急手当普及のための講習の実施	2-1	救急現場に居合わせた人（バイスタンダー）による応急手当が救命率に大きく寄与することから、各種救命講習会を開催し、応急手当の普及啓発を推進する。

救急隊員による応急処置等の質の向上と救急業務の高度化	2-2	救急救命士を含む救急隊員に対して、恒常的な教育訓練による応急処置等の質を向上させるとともに、救急救命士の処置範囲の拡大を図るなど、救急業務の高度化に対応する。
地域での助け合い意識の向上	2-2	福祉に対する意識づくりを進めるため、地域福祉に関する積極的な情報発信と福祉教育の充実を図り、地域での助け合いの意識向上に努める。
介護者等人材の確保とボランティア活用	2-2	避難所における介護者等を十分に確保し、要配慮者を支援するため、平常時より、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、ヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等との広域的なネットワークづくりに努める。また、ボランティアが能力を存分に発揮し、効率的に活動できるよう、支援策の充実に努める。
感染症対策に配慮した訓練の実施	2-3	感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施する。
学校における防災教育の充実	3-2	学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図る。特に水害、土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。
避難訓練計画と部門別避難訓練の実施	3-2	小中学校、幼稚園、社会福祉施設においては、避難訓練計画を立案し、それに基づいて初期消火訓練、避難訓練、地震対策訓練等を実施する。
農業の経営規模の拡大と担い手の育成	4-2	地域の担い手に農地を集積し、経営規模の拡大を支援するとともに、新規就農者の育成や集落営農組織の設立支援を行うなど、担い手の育成を図る。
地域活動を担う人材や団体の育成	6-1	持続可能な地域づくりを実現するため、地域活動を担う人材や団体の育成を行うとともに、市民がまちづくりへ参加できる環境を整備する。
域学連携推進における地域の活性化活動の支援	6-1	大学生や高校生など若者が地域の現場に入り、地域住民やまちづくり推進組織とともに、地域の課題解消や新たなまちの魅力の創出に取り組み、地域の活性化に資する活動を支援する。
ボランティアコーディネーターの育成	6-1	災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターの育成に努める。
道路啓開訓練の実施による災害対応力の向上	6-3	国、県、県警察、消防、電線管理者等関係機関と連携の上、道路啓開訓練を実施し、災害時における実効性の向上に努める。

②魅力あふれるまちづくり～都市・住宅・情報通信～		
施策タイトル	リスクシナリオ	推進方針
総合的な防災・減災対策の推進	1-1	まちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。
都市基盤施設の整備	1-1	避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点として利用することを想定した幹線道路、都市公園、河川等、骨格的な都市基盤施設の整備を図る。
瑞浪駅周辺の再開発の推進	1-1	瑞浪駅南地区の商店や居住機能を備えた再開発ビルの整備や、駅前広場の拡張、歩行者空間の改良を行う。また、瑞浪駅北地区に、老朽化した公共施設を統合した複合公共施設の整備を行う。
避難地の保全・整備	1-1	市街地内の公園、緑地等を災害時における避難地として保全・整備する。
防災能力の高い建築物への誘導	1-1	建築物の耐震改修の促進に関する法律等に基づく構造・設備、防火対象物の位置・消防用設備等の規制により、防災能力の高い建築物への誘導を図る。
公共建築物の改修または改築	1-1	老朽度の著しい公共建築物は、改修または改築を行う。
公共建築物の定期点検及び臨時点検の実施	1-1	公共建築物の定期点検及び臨時点検を実施するとともに、破損箇所等は補修・補強し、災害の事前防止に努める。また、公共施設等総合管理計画に基づいた計画的な維持修繕を行う。
広域化・複合化等を視野に入れた施設の管理・更新	1-1	老朽化する施設の維持管理については、適切に管理し、更新にあたっては広域化・複合化等を視野に入れ、検討を進める。
木造住宅の耐震化に関する支援	1-1	関係機関と連携し、一般建築物の耐震性強化についての指導や啓発を推進し、特に大地震時に倒壊のおそれのある木造住宅及び瑞浪市耐震改修促進計画で定める特定建築物の耐震診断・耐震改修については、重点的にこれを推進する。
適正な管理が行われていない空家等の対策	1-1	適正な管理が行われていない空家等に対して、所有者等への適正な管理を促す。なお、倒壊等の危険性がある空家等については、除却を促す。
耐震基準を満たさない市営住宅等への措置	1-1	耐震基準を満たさない市営住宅の入居者に対して住み替えを推進し、用途廃止及び解体撤去を推進する。

危険なブロック塀等の撤去の促進	1-1	地震時におけるブロック塀等の倒壊による被害や、避難の際の通行の安全を確保するため、危険なブロック塀等の撤去の促進を図る。
流域治水の促進	1-2	河川流域の都市化の進展あるいは、気候変動や集中豪雨による洪水・内水に対処するため、流域のあらゆる関係者が協働して、流域全体で被害を軽減する「流域治水」を促進する。
特定地域における市街化の抑制	1-3	土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定により、無秩序な宅地開発等を抑制するとともに、特に、土岐川、小里川、日吉川等の主要河川及びその支流の周辺地域や市北部から東部にかけての丘陵地、南部の丘陵地等で「急傾斜地崩壊危険区域」、「砂防指定地」、「地すべり防止区域」、「土砂災害特別警戒区域」等に指定されている区域については、災害を未然に防止する観点から市街化を抑制する。
情報発信・情報伝達手段の強化	1-5 5-1	防災行政無線、防災ラジオなど情報発信・情報伝達手段を強化し、迅速かつ正確な情報を市民に提供できる体制を構築する。また、絆メール、市公式 LINE 等の周知活動を実施し、登録者数の拡大を図る。
公共施設の新設・改修における安全性の向上	2-3	公共施設の新設・改修にあたっては、災害の危険性の低い場所への立地を誘導する等、災害に対する安全性の向上に取り組む。
「道の駅」の整備の推進	2-3	地域活性化に向けた新たな拠点として、国道 19 号瑞浪恵那道路に道の駅を整備する。また、道の駅に避難所としての機能を整備する。
情報伝達が断絶しない通信手段の確保	2-5	市民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。
ドローンを活用した災害対策の推進	2-5	災害時の孤立集落の情報収集及び支援物資の輸送のため、ドローンを活用する。また、ドローンの運用については民間企業と連携する。
防災拠点施設の災害対策機能の強化	3-1	防災拠点となる庁舎、消防署、避難所となる学校施設などの大規模改修や建替えの際には、地域防災計画を踏まえ、耐震性に加え、発電設備や給水設備などの災害対策機能の強化を考慮する。
デジタル技術を活用した防災対策の推進	3-1	市及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS の活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化にあたっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努める。

情報通信手段の多重化・多様化	5-1	情報通信手段の多重化・多様化を図るため、防災行政無線、防災ラジオ、デジタルMCA移動無線、絆メール、市公式LINE等を活用する。また、デジタルMCA移動無線の更新に伴い、新たな機能を有する移動系無線の配備を検討する。さらに、必要に応じ、アマチュア無線やタクシー無線、インターネット等を活用する。
画像情報の収集・連絡システムの整備	5-1	機動的な情報収集活動を行うため、車両、小型無人機（ドローン）等の使用や、必要に応じてヘリコプターの出動を要請するなど、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。
デジタル方式の通信システムの整備	5-1	災害時における市と各地域との通信を強化するため、デジタル方式のシステム整備に努める。
最新の情報通信関連技術の導入	5-1	被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。
液状化対策に係る普及啓発の実施	6-3	液状化危険度マップの周知、自宅周辺の過去の土地利用の経過などを進め、一般住宅の液状化対策工法の周知など被害が想定される区域の建築については、安全上有効と考えられる対策を講ずるよう指導する。
地籍調査事業の推進	6-4	公共施設及び災害リスクのある地区を中心に地籍調査事業を推進する。
市営住宅の長寿命化の推進	6-4	市営住宅長寿命化計画に基づき、良質な住宅ストックの維持や修繕を実施し、長期活用に向けた事業を推進する。
工場跡地等の情報収集の実施	6-4	新たな工場用地の整備を進める。また、民間が所有する工場跡地等の情報収集に努める。
未利用地の有効活用の促進	6-4	市街地北部の「南北都市軸」（市道天徳・本郷線）沿道の準工業地域に指定されているエリアは、アクセス利便性を活かした工業地として位置づけ、工業系土地利用の集積を進め、未利用地の有効活用を図る。
空き家や空き地の利活用の促進	6-4	「瑞浪市空き家・空き地バンク」など空き家や空き地の効率的な利活用を行い、居住の誘導を図る。

③生涯活躍のまちづくり～保健医療・福祉～		
施策タイトル	リスクシナリオ	推進方針
地域における要配慮者支援体制の確立	1-5	あらかじめ自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員並びに社会福祉協議会等と連携し、要配慮者に関する情報共有、個別避難計画の策定等に努める。
災害発生時における救急医療体制の整備	2-2	広域医療搬送拠点重症者を後方の広域医療施設に搬送するための拠点施設として使用できる施設を抽出する等、災害発生時の救急医療体制の整備に努める。
新病院の建設の促進	2-2	東濃厚生病院と土岐市立総合病院を統合した新病院を建設し、医療提供体制の整備・充実を図る。
医師会等との連携による救急医療体制、災害医療体制の充実	2-2	医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連携を深め、救急医療体制、災害医療体制の充実を図る。
迅速な救命処置と救急車の適正利用の啓発	2-2	ドクターヘリコプター等との連携によって、医師による迅速な救命処置が受けられるなど、傷病者の状態に即した救急活動を継続実施するとともに、救急車の適正利用を啓発する。
地域包括ケアシステムの更なる推進	2-2	地域包括支援センターをはじめとする関係機関等と連携し、地域包括ケアシステムの更なる推進を図る。
地域での助け合い意識の向上	2-2	福祉に対する意識づくりを進めるため、地域福祉に関する積極的な情報発信と福祉教育の充実を図り、地域での助け合いの意識向上に努める。
介護者等人材の確保とボランティア活用	2-2	避難所における介護者等を十分に確保し、要配慮者を支援するため、平常時より、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、ヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等との広域的なネットワークづくりに努める。また、ボランティアが能力を存分に発揮し、効率的に活動できるよう、支援策の充実を努める。
要配慮者に対する防災知識の普及・啓発	2-2	要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、要配慮者に適した防災知識の普及・啓発を行う。
災害時要援護者に配慮した施設・設備の整備	2-3	避難誘導するための設備の導入・普及や、指定避難所・指定緊急避難場所や避難路等の防災施設を整備する際には、要配慮者の災害対応能力を考慮し、災害時要援護者が利用しやすい施設・設備の整備に努める。
避難所ごとの運営マニュアルの策定と更新	2-3	自主防災組織や施設管理者と協議を行い、避難所ごとに、事前に「避難所運営マニュアル」を策定する。マニュアルの策定にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討し、感染症への対応をまとめたマニュアルについて別途作成し、適宜更新するよう努める。

感染症対策に配慮した訓練の実施	2-3	感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施する。
ボランティア活動体制の整備	6-1	社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置・運営、災害ボランティアの受入体制について、積極的に参画するとともに、ボランティアの安全確保対策や被災者ニーズ等の情報提供方法等についても検討を進め、中間支援組織等の関係団体とともに災害時においてボランティアを効果的に活用できる体制づくりに努める。

④活みなぎるまちづくり～産業～		
施策タイトル	リスクシナリオ	推進方針
企業等による事業継続計画の策定	4-1	市や商工団体等は、市内の企業・事業所等の防災意識の向上を図る一方で、企業等が事業継続計画を策定し、災害時に中核となる事業の継続・早期再建ができるよう、その支援と環境整備に取り組む。
物価の安定化	4-1	災害発生に伴って物価が高騰した場合や高騰が予想される場合、市は、速やかに商工会議所等関係団体と協力して、物価の安定を図る。
迅速な初動防疫の実施	4-1	県と連携し、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、口蹄疫に対して迅速な初動防疫が実施できるように、危機管理体制の強化に努める。
地場産業、商店街の復興支援	4-1	市は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるよう経済復興対策を講ずる。
農林業・畜産業の活性化支援	4-1	農林業・畜産業を支援し、農家の育成、新製品の開発、地元農産物の特産品化、6次産業化など農林業・畜産業の活性化を図る。
生産農家の施設設備増強等の支援	4-1	農地の集積・集約化、農業用施設等の長寿命化を図るなど、生産農家の施設設備の増強等を支援し、生産性の向上及び作業の効率化を推進する。
畜産農家の経営の安定化	4-1	県、県畜産協会と連携し、畜産コンサルティング等を実施し、畜産農家の経営の安定を図る。また、養豚経営においては「瑞浪ポーノポーク」のブランド化により更なる経営の安定を図る。
遊休農地の解消にかかる取組の支援	4-2	農地の持つ多面的機能を維持するため、農業委員会と連携して遊休農地の解消にかかる取組を支援するほか、地域の担い手に農地を集積し、経営規模の拡大を支援するとともに、新規就農者の育成や集落営農組織の設立支援を行うなど、担い手の育成を推進し、遊休農地を削減する。
優良農地の保全と農業の振興	4-2	基盤整備された農業振興地域における農用地区域をはじめとする優良農地は将来的にも保全に努めるとともに、地域資源として有効活用し、農業の振興を図る。
狭小・不整形な農地への支援	4-2	狭小・不整形な農地については、今後、遊休農地となる可能性があるため、水稻として集積困難な農地を高収益作物の栽培圃場として活用できるよう支援する。
農業用ため池の整備	4-2	ため池整備事業を活用した農業用ため池の整備を行うとともに、災害防止のため、利用しなくなったため池の廃止を行う。

ため池堤体及びその他施設の新設、改修	4-2	農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）等の築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流下等による決壊漏水等に伴う人家等への災害を未然に防止するため、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を防災重点農業用ため池等緊急度の高いものから順次実施する。
農業の経営規模の拡大と担い手の育成	4-2	地域の担い手に農地を集積し、経営規模の拡大を支援するとともに、新規就農者の育成や集落営農組織の設立支援を行うなど、担い手の育成を図る。
農地を次世代に継承するための保全活動	4-2	地域、集落が主体となり、農地の持つ多面的機能を維持し、次世代に継承するための保全活動を行う。
間伐等による森林整備の推進	4-2	森林環境譲与税及び清流の国ぎふ森林・環境基盤事業を活用することで、間伐等による森林整備を推進する。
林道等施設の機能維持	4-2	森林整備に不可欠な林道等の施設の機能を維持する。
空き店舗等の利活用の促進	6-4	中心市街地における空き店舗等の活用を促進し活性化を図るため、中心市街地に空き店舗等を所有し、空き店舗等を活用して事業を行う事業者に空き店舗等を賃貸する方に対して、奨励金を交付する。

⑤持続可能なまちづくり～国土保全・環境・交通・行政機能～		
施策タイトル	リスクシナリオ	推進方針
総合的な防災・減災対策の推進	1-1	まちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。
都市基盤施設の整備	1-1	避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点として利用することを想定した幹線道路、都市公園、河川等、骨格的な都市基盤施設の整備を図る。
避難地の保全・整備	1-1	市街地内の公園、緑地等を災害時における避難地として保全・整備する。
防災能力の高い建築物への誘導	1-1	建築物の耐震改修の促進に関する法律等に基づく構造・設備、防火対象物の位置・消防用設備等の規制により、防災能力の高い建築物への誘導を図る。
公共建築物の改修または改築	1-1	老朽度の著しい公共建築物は、改修または改築を行う。
公共建築物の定期点検及び臨時点検の実施	1-1	公共建築物の定期点検及び臨時点検を実施するとともに、破損箇所等は補修・補強し、災害の事前防止に努める。また、公共施設等総合管理計画に基づいた計画的な維持修繕を行う。
広域化・複合化等を視野に入れた施設の管理・更新	1-1	老朽化する施設の維持管理については、適切に管理し、更新にあたっては広域化・複合化等を視野に入れ、検討を進める。
木造住宅の耐震化に関する支援	1-1	関係機関と連携し、一般建築物の耐震性強化についての指導や啓発を推進し、特に大地震時に倒壊のおそれのある木造住宅及び瑞浪市耐震改修促進計画で定める特定建築物の耐震診断・耐震改修については、重点的にこれを推進する。
適正な管理が行われていない空家等の対策	1-1	適正な管理が行われていない空家等に対して、所有者等への適正な管理を促す。なお、倒壊等の危険性がある空家等については、除却を促す。
耐震基準を満たさない市営住宅等への措置	1-1	耐震基準を満たさない市営住宅の入居者に対して住み替えを推進し、用途廃止及び解体撤去を推進する。
危険なブロック塀等の撤去の促進	1-1	地震時におけるブロック塀等の倒壊による被害や、避難の際の通行の安全を確保するため、危険なブロック塀等の撤去の促進を図る。

流域治水の促進	1-2	河川流域の都市化の進展あるいは、気候変動や集中豪雨による洪水・内水に対処するため、流域のあらゆる関係者が協働して、流域全体で被害を軽減する「流域治水」を促進する。
河川の災害危険性の一層の低減	1-2	今後も河川や排水路の改良・改修・整備、雨水の流出抑制対策、水防体制の充実・強化に努め、河川の災害危険性の一層の低減を図る。
洪水ハザードマップ等の作成と周知	1-2	各地域別に浸水想定区域、水害の危険性が高い地区の情報のほか、水害の発生に備え、想定される最大規模の降雨を対象とした洪水ハザードマップ及び災害対策マニュアル等を分かりやすく作成する。作成したハザードマップ等は、市民等に配布し周知を図る。
ため池ハザードマップの作成と周知	1-2	決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知を図る。
タイムライン（防災行動計画）の策定	1-2	台風及び豪雨それぞれを対象としたタイムラインを策定することで、事前に水害における防災対応を明確にする。
多様な関係者による密接な連携体制の構築	1-2	水災については、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者に加え、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。
水害リスク情報の周知	1-2	洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供を受けつつ、過去の浸水実績を把握したときは、これを水害リスク情報として、住民、滞在者、その他の者への周知に努める。
河川カメラ設置等ハード対策の実施	1-2	市街地内および周辺の河川についても引き続き改修を推進していくとともに、河川カメラ設置等のハード対策も実施する。
治山事業に関する県への要請	1-3	山地災害危険地区における災害の防止・軽減を図る治山事業と、人家の裏山や、道路や耕地に被害を及ぼす山林の予防事業を併せて県に要請する。
土砂災害ハザードマップ等の作成と周知	1-3	各地域別に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域指定緊急避難場所、避難経路などを記載した土砂災害ハザードマップ及び災害対策マニュアル等を分かりやすく作成する。作成したハザードマップ等は、市民等に配布し周知を図る。
林床の裸地化防止策の推進	1-3	災害に強い市域を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施策を推進する。

土砂の流出防止策の推進	1-3	集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。
特定地域における市街化の抑制	1-3	土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定により、無秩序な宅地開発等を抑制するとともに、特に、土岐川、小里川、日吉川等の主要河川及びその支流の周辺地域や市北部から東部にかけての丘陵地、南部の丘陵地等で「急傾斜地崩壊危険区域」、「砂防指定地」、「地すべり防止区域」、「土砂災害特別警戒区域」等に指定されている区域については、災害を未然に防止する観点から市街化を抑制する。
大規模盛土造成地の安全対策	1-3	大規模盛土造成地における地震時の被害軽減を図るため、スクリーニング調査（地盤調査、安定計算等）を実施し、その対策について検討する。
台風及び豪雨それぞれを対象としたタイムラインの策定	1-3	台風及び豪雨それぞれを対象としたタイムラインを策定することで、事前に土砂災害における防災対応を明確にする。
土砂災害危険箇所等の定期点検の実施	1-3	県及び地域住民と連携した土砂災害危険箇所等の定期点検を実施する。
亜炭鉱の危険箇所の把握	1-4	亜炭鉱陥没による被害を防止するため、岐阜県や関係機関（充填協会等）、専門家と連携して鉱区の把握に努める。
亜炭鉱の対策工事の実施	1-4	亜炭鉱廃坑の把握方法（ボーリング調査、探査方法等）、充填方法（工法等）や費用について研究する。また、亜炭鉱廃坑の陥没箇所については、県と連携し、充填工事を行う。
避難の「声かけ訓練」実施の促進	1-5	機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努める。
多言語による災害情報等の提供	1-5	災害に対する知識が乏しく、地理に不案内で、日本語の理解も十分でない外国人については、平常時から多様な言語や手段・経路を通じての基礎的防災情報広報紙、防災マップ等の提供を行い、防災知識の普及を図る。また、インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など多種多様な手段を用い、「やさしい日本語」や多言語での災害情報等の提供にも努める。
ヘリポート整備等の支援基盤の確保	2-1	迅速かつ効率的な搜索を支援するため、ヘリポート整備等の支援基盤を確保する。
必要な機械・資機材の整備促進	2-1	救助工作車、救急車等の車両、及び災害時の活動に必要な救急救助用資機材等、必要な機械・資機材の整備促進に努める。
各種資機材の計画的な更新と装備の強化	2-1	地域防災の要である消防団の組織力向上のため、消防団の拠点施設をはじめ消防車両・小型動力ポンプ等各種資機材の計画的な更新と装備の強化を図る。

さらなる消防の広域連携の推進	2-1	大規模化、複雑多様化する災害における初動体制の強化と現場活動要員の増強、高度化及び専門化する各種業務に適切に対応するため、消防通信指令業務の共同運用を契機に東濃地域消防機能広域化事業の拡大に取り組むなど、さらなる消防の広域連携を推進する。
防災関係機関等との連携強化	2-1	瑞浪災害救援ボランティア、みずなみ防災会、自主防災組織や消防団をはじめとする防災関係機関等との連携強化等に取り組む。
充実した消防団体制の構築	2-1	消防団員を確保するため、市民等の理解・協力を得て入団促進と処遇改善に努めるとともに、充実した消防団体制を構築する。
応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄の充実	2-2	瑞浪市及び日本赤十字社岐阜県支部は、災害に伴う負傷者が多数となる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。
災害発生時における救急医療体制の整備	2-2	広域医療搬送拠点重症者を後方の広域医療施設に搬送するための拠点施設として使用できる施設を抽出する等、災害発生時の救急医療体制の整備に努める。
民間施設等との災害時応援協定の締結	2-3	指定避難所が使用不能となった場合や、感染症拡大防止の観点による避難所不足に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設について、災害時応援協定を締結し、災害時における一時的な避難場所として確保する。
「道の駅」の整備の推進	2-3	地域活性化に向けた新たな拠点として、国道19号瑞浪恵那道路に道の駅を整備する。また、道の駅に避難所としての機能を整備する。
防災拠点施設や避難所の機能向上	2-3	防災倉庫を整備・管理するとともに、災害等における課題を踏まえた防災備蓄品を充実させることにより、防災拠点施設や避難所の機能向上を図る。
避難の長期化を想定した設備や資機材の整備と備蓄場所の確保	2-3	避難所に指定された建物については、避難が長期化する場合も想定し、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備や資機材の整備に努めるとともに、あらかじめ備蓄場所の確保を進める。
避難所の良好な生活環境の継続的な確保	2-3	指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定める。また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、専門家等との定期的な情報交換を行う。
災害用トイレの確保	2-3	災害時における避難所のトイレの確保・管理を、水・食料等の支援とともに「ライフライン」と同様に被災者の命を支えるサービスの一つとして認識し、適切な対応に努める。また、仮設トイレの供給に関し、民間企業との協定に基づく仮設トイレの確保や、必要に応じて、県に対し仮設トイレの調達について支援を要請する。

指定避難所における感染症対策の強化	2-3	感染症対策のため、平常時から指定避難所におけるパーティションの設置方法やレイアウト、動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、必要な措置を講じるよう努める。
避難所ごとの運営マニュアルの策定と更新	2-3	自主防災組織や施設管理者と協議を行い、避難所ごとに、事前に「避難所運営マニュアル」を策定する。マニュアルの策定にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討し、感染症への対応をまとめたマニュアルについて別途作成し、適宜更新するよう努める。
多様な避難形態の発生を踏まえた情報体制の構築	2-3	感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努める。
防災備蓄計画策定の推進と必要物資等の確保・供給	2-4	物資の調達・輸送が平時のように実施できないという認識に立って防災備蓄計画の策定を進め、災害が発生した場合に緊急に必要なとなる食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具を含める等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の確保・供給に努める。
速やかな物資支援のための事前準備	2-4	大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ指定する物資の輸送拠点及び協定に基づく輸送拠点を速やかに開設できるよう物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手段を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。
緊急輸送道路の指定と周知	2-4	本庁、コミュニティーセンター、避難所、ヘリポート等の連絡及び県が指定する緊急輸送道路とのネットワークを構築する上で不可欠な市内の道路を緊急輸送道路に指定するとともに、災害発生後の第1警戒路線として関係機関に周知し、要員・物資等の円滑な輸送を図る。
緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化	2-4	緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化について、緊急輸送の障害の可能性が高い建築物等に対して指導や啓発を推進する。
緊急物資輸送の実施体制の整備	2-4	県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備する。
災害発生時における人的・物的支援等の体制強化	2-4	地方公共団体や民間事業者、関係機関との間で災害時応援協定を締結し、災害発生時における人的・物的支援等の体制強化を図る。

孤立予想地域の実態把握とデータベース化	2-5	災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握するとともに、周辺道路を含めた地図を付してデータベース化する。
災害に強い道路網の整備の推進	2-5	孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。
公民館等の施設整備の推進	2-5	孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設整備を推進する。
孤立する観光客等にも配慮した食料品等の備蓄	2-5	孤立地域内での生活が維持できるよう、地域完結型の備蓄を心がけるよう努める。また、自助・共助の考えのもと、各自の食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。
防災拠点施設の災害対策機能の強化	3-1	防災拠点となる庁舎、消防署、避難所となる学校施設などの大規模改修や建替えの際には、地域防災計画を踏まえ、耐震性に加え、発電設備や給水設備などの災害対策機能の強化を考慮する。
災害応急活動の中核拠点の整備	3-1	応急対策活動の拠点となる防災上重要な公共施設市役所庁舎、総合消防防災センター、小中学校、公民館、福祉施設等について、耐震診断調査等を実施し、その結果に基づいて施設の防災能力の向上を図る。
災害対策本部代替施設の整備	3-1	災害対策本部設置予定場所である市役所庁舎が被災し、防災無線等の通信機能が十分に機能しなくなった場合に備え、防災対策を迅速かつ効果的に実施するためのサブ施設の整備を行う。
自家発電設備等の整備等による本部機能の充実・強化	3-1	自家発電設備等の整備等により、十分な期間（72時間）、災害対策本部の機能を維持するとともに、災害情報を一元的に把握・共有することのできる体制を整備することで本部機能の充実・強化に努める。
職員の非常参集体制の整備	3-1	非常参集体制の整備においては、職員の徒歩による参集時間を把握するとともに、参集ルート of 事前確認の実施に努めるなど、職員の安全の確保に十分に配慮し、より迅速な体制の整備を推進する。
応急活動マニュアルの作成や定期的な訓練の実施	3-1	市、防災関係機関、事業者等は、発生が想定される災害の特性や、それぞれの組織の実情を踏まえ、必要に応じて応急活動マニュアルを作成して職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員・機関等との連携等について徹底を図る。

防災関係機関及び民間事業者との連携・協力体制の構築	3-1	防災関係機関、民間事業者、業界団体等が保有する防災力を活用し、大規模災害時においても迅速かつ効果的な災害応急対策が実施できるよう、応急・復旧活動、資機材の調達等に関する相互応援協定を互いに締結する等、平常時より関係機関同士の連携強化と応援体制の多重的整備に努めるとともに、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。
業務継続計画の策定と運用による対応力の強化	3-1	災害時における応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、あらかじめ業務継続計画を策定し、必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。
学校等における防災対策	3-2	学校、その他文教施設の経営者管理者は、施設の点検・調査を定期的に実施して危険箇所や避難施設等の不備の早期発見に努め、その補修・補強・整備を行う。
防災に関する計画やマニュアル等の見直しや改善	3-2	学校等において、外部の専門家や保護者等との協力のもと、あらかじめ防災に関する計画やマニュアル、災害時における保護者への児童・生徒等の引渡しのルール等の見直しや改善が行われるよう促す。
迅速な初動防疫の実施	4-1	県と連携し、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、口蹄疫に対して迅速な初動防疫が実施できるように、危機管理体制の強化に努める。
農業用ため池の整備	4-2	ため池整備事業を活用した農業用ため池の整備を行うとともに、災害防止のため、利用しなくなったため池の廃止を行う。
ため池堤体及びその他施設の新設、改修	4-2	農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）等の築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流下等による決壊漏水等に伴う人家等への災害を未然に防止するため、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を防災重点農業用ため池等緊急度の高いものから順次実施する。
農地を次世代に継承するための保全活動	4-2	地域、集落が主体となり、農地の持つ多面的機能を維持し、次世代に継承するための保全活動を行う。
間伐等による森林整備の推進	4-2	森林環境譲与税及び清流の国ぎふ森林・環境基盤事業を活用することで、間伐等による森林整備を推進する。
林道等施設の機能維持	4-2	森林整備に不可欠な林道等の施設の機能を維持する。
防災相互通信用無線局の整備	5-1	県や防災関係機関と緊密に連携し、災害現地で迅速かつ的確に対策を推進するため、防災相互通信用無線局の整備に努める。

ライフライン施設の機能維持に向けた対策の実施	5-2	電気施設、鉄道施設、電話通信施設については、中部電力パワーグリッド株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、関係事業者等が施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の機能維持に向け、応急資機材や要員の確保等、必要な対策を実施する。
ライフライン関係機関や民間事業者との連携	5-2	燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。
代替電源の確保と燃料供給体制の構築	5-2	市及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において、非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや、燃料供給体制を構築する。
再生可能エネルギー導入可能性の検討	5-2	市民ニーズの多様化に対応した施設として、多機能化及び複合化を推進し、防災機能の向上及び環境負荷低減の取組として再生可能エネルギーの導入を検討する。
太陽光発電等の自家消費の促進	5-2	地球温暖化や災害対策のため、太陽光発電等の普及啓発と自家消費を促進するとともに、家庭用蓄電システム等の設置費の一部を補助する。
新エネルギーシステムの普及促進	5-2	停電時における電力確保に有効な太陽光発電設備、蓄電池等の新エネルギーシステムの普及促進を図る。
上下水道施設の耐震性向上と危機管理体制の構築	5-2	水道施設や下水道施設の耐震性の向上に努めるとともに、応急供給体制の確保バックアップ体制等や応急復旧体制、広域応援体制等の確保を図る。また、危機管理体制を強化し、災害用資機材の整備・拡充を図る。
上下水道施設に係る老朽化施設の長寿命化と更新の実施	5-2	既存の上下水道施設については、老朽化施設の長寿命化や更新のみならず、人口減少を踏まえた統廃合や合理化についての検討を進める。
重要供水施設における水道管の優先的な耐震化	5-2	地震等の災害時において優先して給水すべき重要給水施設（病院、指定避難所、行政機関等）への水道管の耐震化を優先的に行い、震災時の飲料水確保を図る。また、漏水調査の新技術について研究・採用に努める。
水道施設の多重化	5-2	上下水道等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性を確保する。
道路ネットワークの計画的な整備と災害予防	5-3	道路管理者は、道路防災対策事業等を通じて安全性・信頼性の高い道路ネットワークの計画的かつ総合的な整備に努めるとともに、道路災害予防に必要な施設の整備を進める。

主要幹線道路の整備 推進	5-3	瑞浪恵那道路や東濃西部都市間連絡道路など、主要幹線道路の整備を促進するとともに、市内の幹線道路及び補助幹線道路の整備推進を図る。
生活道路の維持・保全	5-3	市民の安全・安心の確保のための生活道路の維持・保全に努めるとともに、地域の関係者と連携し、道路網整備を推進する。
交通分野における DXの活用	5-3	交通分野におけるDXを念頭に置きながら、地域のあらゆる交通手段を最大限に活用した、利用者ニーズに応じた公共交通体系の整備に、計画的に取り組む。
廃棄物処理施設の長 寿命化と広域化を含 めた更新の検討	6-2	廃棄物処理施設の長寿命化を図るために計画的な施設整備を行い、経済的かつ効率的なごみ行政を推進する。また、可燃物焼却施設等の更新について、広域化を含めて検討する。
災害廃棄物等に係る 連絡体制の構築	6-2	社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。
災害ボランティア活 動の環境整備	6-2	地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。
液状化対策に係る普 及啓発の実施	6-3	液状化危険度マップの周知、自宅周辺の過去の土地利用の経過などを進め、一般住宅の液状化対策工法の周知など被害が想定される区域の建築については、安全上有効と考えられる対策を講ずるよう指導する。
インフラ施設の液状 化対策の実施	6-3	基幹交通網の耐震化の推進、堤防及びライフライン施設の液状化対策を実施する。
道路の応急復旧のた めの体制・資機材の 整備	6-3	道路管理者は、施設・設備の被害情報の把握・応急復旧のために必要な体制、資機材の整備を進める。また、応急復旧を円滑に行うため、関係業界団体の保有する労働力、資機材等をあらかじめ把握する。
橋梁の計画的な修繕	6-3	橋梁長寿命化修繕計画に基づき橋梁の修繕を行い、通行の安全確保に取り組む。
地籍調査事業の推進	6-4	公共施設及び災害リスクのある地区を中心に地籍調査事業を推進する。
市営住宅の長寿命化 の推進	6-4	市営住宅長寿命化計画に基づき、良質な住宅ストックの維持や修繕を実施し、長期活用に向けた事業を推進する。
工場跡地等の情報収 集の実施	6-4	新たな工場用地の整備を進める。また、民間が所有する工場跡地等の情報収集に努める。
未利用地の有効活用 の促進	6-4	市街地北部の「南北都市軸」（市道天徳・本郷線）沿道の準工業地域に指定されているエリアは、アクセス利便性を活かした工業地として位置づけ、工業系土地利用の集積を進め、未利用地の有効活用を図る。

空き店舗等の利活用の促進	6-4	中心市街地における空き店舗等の活用を促進し活性化を図るため、中心市街地に空き店舗等を所有し、空き店舗等を活用して事業を行う事業者に空き店舗等を賃貸する方に対して、奨励金を交付する。
文化財施設等における災害予防の促進	6-5	文化財施設等については、建造物等の消火栓・消火器等の設置状況及び火気の使用状況等を巡視等により確認し、災害予防に努める。
指定文化財等の防火管理・防火知識の習得	6-5	指定文化財等の所有者または管理者には、火災予防の徹底を期すため、毎年、文化財の防火に関する講習会等に参加するよう促すことで防火管理・防火知識の習得を図る。また、定期的に防火訓練を開催するよう促すことで防火体制の充実・強化を図る。
文化財の適切な維持管理と広報の実施	6-5	文化財の調査・保存に努めるとともに、適切な維持管理と広報に努める。
文化財保護意識の高揚や郷土愛の醸成	6-5	郷土の文化財や自然・歴史・文化等にふれる機会を設け、文化財保護意識の高揚や郷土愛の醸成を図る。
地区ごとの特色に合わせた文化財保護の取組	6-5	中山道大湫宿については、景観づくりに積極的に取り組みたい地区として、景観計画重点区域指定に向けた取組を引き続き行う。また、地区ごとに点在する豊かな自然や歴史・文化（鬼岩公園、化石産地など）は、積極的な保護に努める。

(2) 横断的分野

① リスクコミュニケーション		
施策タイトル	リスクシナリオ	推進方針
洪水ハザードマップ等の作成と周知	1-2	各地域別に浸水想定区域、水害の危険性が高い地区の情報のほか、水害の発生に備え、想定される最大規模の降雨を対象とした洪水ハザードマップ及び災害対策マニュアル等を分かりやすく作成する。作成したハザードマップ等は、市民等に配布し周知を図る。
ため池ハザードマップの作成と周知	1-2	決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知を図る。
タイムライン（防災行動計画）の策定	1-2	台風及び豪雨それぞれを対象としたタイムラインを策定することで、事前に水害における防災対応を明確にする。
水害リスク情報の周知	1-2	洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供を受けつつ、過去の浸水実績を把握したときは、これを水害リスク情報として、住民、滞在者、その他の者への周知に努める。
土砂災害ハザードマップ等の作成と周知	1-3	各地域別に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域指定緊急避難場所、避難経路などを記載した土砂災害ハザードマップ及び災害対策マニュアル等を分かりやすく作成する。作成したハザードマップ等は、市民等に配布し周知を図る。
台風及び豪雨それぞれを対象としたタイムラインの策定	1-3	台風及び豪雨それぞれを対象としたタイムラインを策定することで、事前に土砂災害における防災対応を明確にする。
地域における防災訓練等の奨励・指導	1-3	住民が自らの地域のリスクに向き合い、被害を軽減する取組を行うよう推進するとともに、地域ごとに、ハザードマップを利用した災害図上訓練や、避難訓練などを含めた防災訓練等を奨励、指導することにより、適切な避難や防災活動を支援する。また、訓練にあたっては、危機管理室、消防本部、みずなみ防災会が連携し、地域の要望や実情に即した内容で実施する。
総合防災訓練の実施	1-3	防災関係機関や市民等と協力し、特に大規模地震の発生や土砂災害等を想定した総合防災訓練を実施する。
大地震に対する備え等啓発の実施	1-5	大地震に対する備えを充実させるため、防災講演会・研修会・説明会・起震車・ビデオ・SNS等を活用して防災教育を推進するとともに、家庭での地震発生時の行動や発生前の備え等について啓発を実施する。

正しい災害知識の普及や減災意識の向上	1-5	自治会、自主防災組織、団体等を対象とした小規模単位の防災訓練や避難計画の策定等を進め、災害に対する正しい知識の普及・啓発、防災・減災意識の向上を図る。
SNS の活用による防災の普及・啓発	1-5	市公式LINE など SNS を活用した避難情報等のプッシュ配信、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努める。
自主防災組織の活性化の推進	1-5	自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図る。
地区防災計画の作成の促進	1-5	災害対策を地区の特性を踏まえた市民に身近なものとするため、自主防災組織や市民自らによる「地区防災計画」の作成や、当該地区における自発的な防災活動を促進する。
多言語による災害情報等の提供	1-5	災害に対する知識が乏しく、地理に不案内で、日本語の理解も十分でない外国人については、平常時から多様な言語や手段・経路を通じての基礎的防災情報広報紙、防災マップ等の提供を行い、防災知識の普及を図る。また、インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など多種多様な手段を用い、「やさしい日本語」や多言語での災害情報等の提供にも努める。
介護者等人材の確保とボランティア活用	2-2	避難所における介護者等を十分に確保し、要配慮者を支援するため、平常時より、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、ヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等との広域的なネットワークづくりに努める。また、ボランティアが能力を存分に発揮し、効率的に活動できるよう、支援策の充実に努める。
要配慮者に対する防災知識の普及・啓発	2-2	要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、要配慮者に適した防災知識の普及・啓発を行う。
感染症対策に配慮した訓練の実施	2-3	感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施する。
「暴力は許されない」意識の普及と徹底	2-3	防災知識の普及にあたっては、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。
応急活動マニュアルの作成や定期的な訓練の実施	3-1	市、防災関係機関、事業者等は、発生が想定される災害の特性や、それぞれの組織の実情を踏まえ、必要に応じて応急活動マニュアルを作成して職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員・機関等との連携等について徹底を図る。
学校における防災教育の充実	3-2	学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図る。特に水害、土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

避難訓練計画と部門別避難訓練の実施	3-2	小中学校、幼稚園、社会福祉施設においては、避難訓練計画を立案し、それに基づいて初期消火訓練、避難訓練、地震対策訓練等を実施する。
防災に関する計画やマニュアル等の見直しや改善	3-2	学校等において、外部の専門家や保護者等との協力のもと、あらかじめ防災に関する計画やマニュアル、災害時における保護者への児童・生徒等の引渡しのルール等の見直しや改善が行われるよう促す。
防災ラジオの全戸への無償貸与	5-1	電波障害に強いポケベル周波数帯の電波を活用した防災ラジオを全戸に無償貸与し、防災情報伝達体制の強化に努める。
ボランティアコーディネーターの育成	6-1	災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターの育成に努める。
道路啓開訓練の実施による災害対応力の向上	6-3	国、県、県警察、消防、電線管理者等関係機関と連携の上、道路啓開訓練を実施し、災害時における実効性の向上に努める。
指定文化財等の防火管理・防火知識の習得	6-5	指定文化財等の所有者または管理者には、火災予防の徹底を期すため、毎年、文化財の防火に関する講習会等に参加するよう促すことで防火管理・防火知識の習得を図る。また、定期的に防火訓練を開催するよう促すことで防火体制の充実・強化を図る。

②官民連携		
施策タイトル	リスクシナリオ	推進方針
土砂災害危険箇所等の定期点検の実施	1-3	県及び地域住民と連携した土砂災害危険箇所等の定期点検を実施する。
地域における防災訓練等の奨励・指導	1-3	住民が自らの地域のリスクに向き合い、被害を軽減する取組を行うよう推進するとともに、地域ごとに、ハザードマップを利用した災害図上訓練や、避難訓練などを含めた防災訓練等を奨励、指導することにより、適切な避難や防災活動を支援する。また、訓練にあたっては、危機管理室、消防本部、みずなみ防災会が連携し、地域の要望や実情に即した内容で実施する。
総合防災訓練の実施	1-3	防災関係機関や市民等と協力し、特に大規模地震の発生や土砂災害等を想定した総合防災訓練を実施する。
亜炭鉱の危険箇所の把握	1-4	亜炭鉱陥没による被害を防止するため、岐阜県や関係機関（充填協会等）、専門家と連携して鉱区の把握に努める。
正しい災害知識の普及や減災意識の向上	1-5	自治会、自主防災組織、団体等を対象とした小規模単位の防災訓練や避難計画の策定等を進め、災害に対する正しい知識の普及・啓発、防災・減災意識の向上を図る。
地域における要配慮者支援体制の確立	1-5	あらかじめ自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員並びに社会福祉協議会等と連携し、要配慮者に関する情報共有、個別避難計画の策定等に努める。
防災関係機関等との連携強化	2-1	瑞浪災害救援ボランティア、みずなみ防災会、自主防災組織や消防団をはじめとする防災関係機関等との連携強化等に取り組む。
充実した消防団体制の構築	2-1	消防団員を確保するため、市民等の理解・協力を得て入団促進と処遇改善に努めるとともに、充実した消防団体制を構築する。
新病院の建設の促進	2-2	東濃厚生病院と土岐市立総合病院を統合した新病院を建設し、医療提供体制の整備・充実を図る。
医師会等との連携による救急医療体制、災害医療体制の充実	2-2	医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連携を深め、救急医療体制、災害医療体制の充実を図る。
地域包括ケアシステムの更なる推進	2-2	地域包括支援センターをはじめとする関係機関等と連携し、地域包括ケアシステムの更なる推進を図る。
民間施設等との災害時応援協定の締結	2-3	指定避難所が使用不能となった場合や、感染症拡大防止の観点による避難所不足に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設について、災害時応援協定を締結し、災害時における一時的な避難場所として確保する。

避難所の良好な生活環境の継続的な確保	2-3	指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定める。また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、専門家等との定期的な情報交換を行う。
災害用トイレの確保	2-3	災害時における避難所のトイレの確保・管理を、水・食料等の支援とともに「ライフライン」と同様に被災者の命を支えるサービスの一つとして認識し、適切な対応に努める。また、仮設トイレの供給に関し、民間企業との協定に基づく仮設トイレの確保や、必要に応じて、県に対し仮設トイレの調達について支援を要請する。
避難所ごとの運営マニュアルの策定と更新	2-3	自主防災組織や施設管理者と協議を行い、避難所ごとに、事前に「避難所運営マニュアル」を策定する。マニュアルの策定にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討し、感染症への対応をまとめたマニュアルについて別途作成し、適宜更新するよう努める。
速やかな物資支援のための事前準備	2-4	大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ指定する物資の輸送拠点及び協定に基づく輸送拠点を速やかに開設できるよう物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手段を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。
緊急物資輸送の実施体制の整備	2-4	県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備する。
災害発生時における人的・物的支援等の体制強化	2-4	地方公共団体や民間事業者、関係機関との間で災害時応援協定を締結し、災害発生時における人的・物的支援等の体制強化を図る。
ドローンを活用した災害対策の推進	2-5	災害時の孤立集落の情報収集及び支援物資の輸送のため、ドローンを活用する。また、ドローンの運用については民間企業と連携する。
防災関係機関及び民間事業者との連携・協力体制の構築	3-1	防災関係機関、民間事業者、業界団体等が保有する防災力を活用し、大規模災害時においても迅速かつ効果的な災害応急対策が実施できるよう、応急・復旧活動、資機材の調達等に関する相互応援協定を互いに締結する等、平常時より関係機関同士の連携強化と応援体制の多重的整備に努めるとともに、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

企業等による事業継続計画の策定	4-1	市や商工団体等は、市内の企業・事業所等の防災意識の向上を図る一方で、企業等が事業継続計画を策定し、災害時に中核となる事業の継続・早期再建ができるよう、その支援と環境整備に取り組む。
物価の安定化	4-1	災害発生に伴って物価が高騰した場合や高騰が予想される場合、市は、速やかに商工会議所等関係団体と協力して、物価の安定を図る。
畜産農家の経営の安定化	4-1	県、県畜産協会と連携し、畜産コンサルティング等を実施し、畜産農家の経営の安定を図る。また、養豚経営においては「瑞浪ポーノポーク」のブランド化により更なる経営の安定を図る。
ライフライン施設の機能維持に向けた対策の実施	5-2	電気施設、鉄道施設、電話通信施設については、中部電力パワーグリッド株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、関係事業者等が施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の機能維持に向け、応急資機材や要員の確保等、必要な対策を実施する。
ライフライン関係機関や民間事業者との連携	5-2	燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。
代替電源の確保と燃料供給体制の構築	5-2	市及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において、非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや、燃料供給体制を構築する。
生活道路の維持・保全	5-3	市民の安全・安心の確保のための生活道路の維持・保全に努めるとともに、地域の関係者と連携し、道路網整備を推進する。
域学連携推進における地域の活性化活動の支援	6-1	大学生や高校生など若者が地域の現場に入り、地域住民やまちづくり推進組織とともに、地域の課題解消や新たなまちの魅力の創出に取り組み、地域の活性化に資する活動を支援する。
ボランティア活動体制の整備	6-1	社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置・運営、災害ボランティアの受入体制について、積極的に参画するとともに、ボランティアの安全確保対策や被災者ニーズ等の情報提供方法等についても検討を進め、中間支援組織等の関係団体とともに災害時においてボランティアを効果的に活用できる体制づくりに努める。
災害廃棄物等に係る連絡体制の構築	6-2	社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。
災害ボランティア活動の環境整備	6-2	地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

道路の応急復旧のための体制・資機材の整備	6-3	道路管理者は、施設・設備の被害情報の把握・応急復旧のために必要な体制、資機材の整備を進める。また、応急復旧を円滑に行うため、関係業界団体の保有する労働力、資機材等をあらかじめ把握する。
----------------------	-----	--

③老朽化対策		
施策タイトル	リスクシナリオ	推進方針
瑞浪駅周辺の再開発の推進	1-1	瑞浪駅南地区の商店や居住機能を備えた再開発ビルの整備や、駅前広場の拡張、歩行者空間の改良を行う。また、瑞浪駅北地区に、老朽化した公共施設を統合した複合公共施設の整備を行う。
公共建築物の定期点検及び臨時点検の実施	1-1	公共建築物の定期点検及び臨時点検を実施するとともに、破損箇所等は補修・補強し、災害の事前防止に努める。また、公共施設等総合管理計画に基づいた計画的な維持修繕を行う。
広域化・複合化等を視野に入れた施設の管理・更新	1-1	老朽化する施設の維持管理については、適切に管理し、更新にあたっては広域化・複合化等を視野に入れ、検討を進める。
木造住宅の耐震化に関する支援	1-1	関係機関と連携し、一般建築物の耐震性強化についての指導や啓発を推進し、特に大地震時に倒壊のおそれのある木造住宅及び瑞浪市耐震改修促進計画で定める特定建築物の耐震診断・耐震改修については、重点的にこれを推進する。
適正な管理が行われていない空家等の対策	1-1	適正な管理が行われていない空家等に対して、所有者等への適正な管理を促す。なお、倒壊等の危険性がある空家等については、除却を促す。
耐震基準を満たさない市営住宅等への措置	1-1	耐震基準を満たさない市営住宅の入居者に対して住み替えを推進し、用途廃止及び解体撤去を推進する。
危険なブロック塀等の撤去の促進	1-1	地震時におけるブロック塀等の倒壊による被害や、避難の際の通行の安全を確保するため、危険なブロック塀等の撤去の促進を図る。
上下水道施設に係る老朽化施設の長寿命化と更新の実施	5-2	既存の上下水道施設については、老朽化施設の長寿命化や更新のみならず、人口減少を踏まえた統廃合や合理化についての検討を進める。

④デジタル活用		
施策タイトル	リスクシナリオ	推進方針
SNS の活用による防災の普及・啓発	1-5	市公式LINE など SNS を活用した避難情報等のプッシュ配信、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努める。
情報発信・情報伝達手段の強化	1-5 5-1	防災行政無線、防災ラジオなど情報発信・情報伝達手段を強化し、迅速かつ正確な情報を市民に提供できる体制を構築する。また、絆メール、市公式LINE 等の周知活動を実施し、登録者数の拡大を図る。
ドローンを活用した災害対策の推進	2-5	災害時の孤立集落の情報収集及び支援物資の輸送のため、ドローンを活用する。また、ドローンの運用については民間企業と連携する。
デジタル技術を活用した防災対策の推進	3-1	市及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS の活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化にあたっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努める。
情報通信手段の多重化・多様化	5-1	情報通信手段の多重化・多様化を図るため、防災行政無線、防災ラジオ、デジタルMCA 移動無線、絆メール、市公式LINE 等を活用する。また、デジタルMCA 移動無線の更新に伴い、新たな機能を有する移動系無線の配備を検討する。さらに、必要に応じ、アマチュア無線やタクシー無線、インターネット等を活用する。
画像情報の収集・連絡システムの整備	5-1	機動的な情報収集活動を行うため、車両、小型無人機（ドローン）等の使用や、必要に応じてヘリコプターの出動を要請するなど、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。
デジタル方式の通信システムの整備	5-1	災害時における市と各地域との通信を強化するため、デジタル方式のシステム整備に努める。
最新の情報通信関連技術の導入	5-1	被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。
交通分野におけるDX の活用	5-3	交通分野におけるDX を念頭に置きながら、地域のあらゆる交通手段を最大限に活用した、利用者ニーズに応じた公共交通体系の整備に、計画的に取り組む。

第 2 期 瑞浪市国土強靱化地域計画

編集・発行：瑞浪市まちづくり推進部生活安全課

〒509-6195 岐阜県瑞浪市上平町 1 丁目 1 番地

TEL : 0572-68-2111 FAX : 0572-68-2240

発行年月：令和 6 年〇月